

## 公の施設の指定管理者の事業評価結果(令和7年度事業)

対象施設	ページ番号
宗像市コミュニティ・センター吉武会館	1
宗像市コミュニティ・センター赤間会館	4
宗像市コミュニティ・センター赤間西会館	7
宗像市コミュニティ・センター自由ヶ丘会館	10
宗像市コミュニティ・センター河東会館	13
宗像市コミュニティ・センター南郷会館	16
宗像市コミュニティ・センター東郷会館	19
宗像市コミュニティ・センター日の里会館	22
宗像市コミュニティ・センター玄海会館	25
宗像市コミュニティ・センター池野会館	28
宗像市コミュニティ・センター岬会館	31
宗像市コミュニティ・センター大島会館	34
宗像市ユリックス総合公園及び宗像総合市民センター	37
宗像市体育施設	40
ふれあいの森総合公園	43
大島福祉センター	46
宗像市立大島へき地保育所	49
宗像市学童保育所(吉武小学校)	52
宗像市学童保育所(赤間小学校)	56
宗像市学童保育所(公募施設)	60
宗像市自転車等駐車場(赤間駅)及び自動車駐車場(赤間駅)	64
宗像市自転車等駐車場(東郷駅)及び自動車駐車場(東郷駅)	67
宗像市東部観光拠点施設	70
宗像市観光物産館	73
大島海洋体験施設	76
正助ふるさと村	79
農産物直販施設	82

施設名	宗像市コミュニティ・センター 吉武会館
設置目的	地域住民の教養の向上及び健康の増進を図るとともにコミュニティづくりをすすめること
指定管理者	吉武地区コミュニティ運営協議会

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	12	0	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	13	6	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	0	1	0
・一般的な注意事項について	1	1	0
合計	31	8	0

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
利用	利用者数	人	11,280	10,213	-1,067	90.5%	C
	小計		11,280	10,213	(平均率)	90.5%	C
収入	施設使用料	千円	1,090	1,256	166	115.2%	B
	雑収入	千円	670	688	18	102.7%	B
	小計		1,760	1,944	(平均率)	109.0%	B
その他	施設利用促進 イベント 参加人数	千円	850	900	50	105.9%	B
	小計		850	900	(平均率)	105.9%	B
平均						103.6%	B

総評(施設所管課:コミュニティ協働推進課)

指定管理者による施設の維持管理及び運営は概ね適切に実施されており、法令遵守や個人情報保護についても適正な対応がなされている。定性評価において改善が必要な項目はなく、安定した施設運営が行われている。

また、地域住民の交流とコミュニティの活性化を目的とした夏祭りをはじめとする利用促進事業を実施し、施設利用促進イベント参加人数は目標を上回る実績となった。施設使用料及び雑収入についても目標を達成しており、地域に親しまれるコミュニティ・センター運営が行われている。

一方で、利用者数については目標値を下回っていることから、引き続き利用者ニーズの把握や施設の魅力発信に努め、更なる利用促進に向けた取組を望む。

定性的評価

運営方針

- ・施設の設置目的に則した管理運営を行うため最大限努力している
- ・施設ごとの運営方針を理解し、その方針に沿った運営を行っている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営をしていない
- ・利用者が快適に施設を利用することができるよう適正に管理運営を行っている
- ・関係法令及び条例などの規定を遵守している
- ・業務に関連して取得した個人情報の保護を徹底している
- ・施設設備及び備品の保守、修繕を適切に行っている
- ・利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者サービスの向上に努めている
- ・近隣の住民、関係機関、団体等との良好な関係を維持している
- ・市と密接に連絡をとりながら、管理運営を行っている
- ・効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・市民ニーズを把握して利用者の満足度を高めるよう努めている

小計

✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
12	0	0

法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、本仕様書に定めるもののほか、仕様書に定める法令等を遵守し、適正な管理に努めている

小計

✓		
1	0	0

開館日、開館時間等

- ・仕様書に記載している、開館日、開館時間等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けた上で、開館日、開館時間等を変更している

小計

✓		
1	0	0

指定管理者の業務内容及び管理基準

基本的事項

- ・管理運営等に係る人員数及び条件を満たしている
- ・管理運営に必要な物品、材料等に関しては、できる限り地域事業所等からの購入に努めている
- ・職員は、可能な限り地域住民の雇用に努めている
- ・自主事業の実施について、事前に市と協議の上、承諾を得ている

	✓	
	✓	
✓		
	✓	

施設の利用に関すること

- ・開館、閉館時には、施設の巡回点検及び駐車車両等の巡回確認を行っている
- ・施設に異常が認められた場合は、直ちに復旧措置等を行うとともに、市へ報告している
- ・利用者からの問合せ等に関して随時対応している
- ・コミュニティ・センター条例の規定に基づき、利用者に対して、施設利用の許可、取消し、変更、中止等を実施している

✓		
	✓	
	✓	
	✓	

施設の利用料金の徴収に関すること

- ・施設の利用料金の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めている
- ・コミュニティ・センター条例及び施行規則の規定に基づき、公益上その他特に必要があると認められる場合は利用料金の減免を行っている

✓		
✓		

施設等の維持管理に関すること

- ・建物、電気設備、機械設備及び衛生設備の運転、点検を行っている
- ・施設及び敷地内の清掃を行っている
- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行っている

✓		
✓		
✓		

改善が必要  
おむねできて  
いる  
できて  
いる

定性的評価

・施設内の備品、消耗品等の管理及び補充を行っている

✓		
✓		

・仕様書の定めのとおり施設等の修繕を実施している

イベントの実施に関すること

・施設において年1回は、施設利用団体等の活動発表の機会を設けた企画を実施している

✓		
✓		

・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している

その他

・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し職員に指導を行っている

✓		
✓		

・業務の第三者への委託を行う際には事前に市に届け出ている

小計

13	6	0
----	---	---

目的外使用スペースの取扱い

・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

✓		
1	0	0

小計

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している

✓		
✓		

・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

小計

2	0	0
---	---	---

市民参画及び利用者意見の反映

・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

	✓	
0	1	0

小計

一般的な注意事項

・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている

	✓	
✓		

・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

小計

1	1	0
---	---	---

合計

31	8	0
----	---	---

施設名	宗像市コミュニティ・センター 赤間会館
設置目的	地域住民の教養の向上及び健康の増進を図るとともにコミュニティづくりをすすめること
指定管理者	赤間地区コミュニティ運営協議会

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	12	0	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	19	0	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	1	0	0
・一般的な注意事項について	2	0	0
合計	39	0	0

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
利用	利用者数	人	27,160	31,007	3,847	114.2%	B
	小計		27,160	31,007	(平均率)	114.2%	B
収入	施設使用料	千円	3,460	3,494	34	101.0%	B
	雑収入	千円	1,250	1,587	337	127.0%	A
	小計		4,710	5,081	(平均率)	114.0%	B
その他	施設利用促進 イベント 参加人数	千円	1,300	1,709	409	131.5%	A
	小計		1,300	562	(平均率)	131.5%	A
平均						118.4%	B

総評(施設所管課:コミュニティ協働推進課)

指定管理者による施設の維持管理及び運営は適切に実施されており、法令遵守や個人情報保護をはじめ、施設運営全般について良好な管理が行われている。定性評価においては全ての項目で「できている」と評価されており、安定した施設運営が行われている。

また、「One day market」や「わくわくフリマ」、「文化祭」などの利用促進事業を実施し、利用促進イベントの参加人数については目標を大きく上回る実績を達成している。これらの取組は、地域住民の交流機会の創出及びコミュニティ・センターの更なる利用促進に寄与している。

加えて、利用者数や収入についても目標を上回る実績となっており、地域住民に親しまれる施設運営が行われているものと評価できる。

定性的評価

運営方針

- ・施設の設置目的に則した管理運営を行うため最大限努力している
- ・施設ごとの運営方針を理解し、その方針に沿った運営を行っている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営をしていない
- ・利用者が快適に施設を利用することができるよう適正に管理運営を行っている
- ・関係法令及び条例などの規定を遵守している
- ・業務に関連して取得した個人情報の保護を徹底している
- ・施設設備及び備品の保守、修繕を適切に行っている
- ・利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者サービスの向上に努めている
- ・近隣の住民、関係機関、団体等との良好な関係を維持している
- ・市と密接に連絡をとりながら、管理運営を行っている
- ・効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・市民ニーズを把握して利用者の満足度を高めるよう努めている

小計

✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
12	0	0

法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、本仕様書に定めるもののほか、仕様書に定める法令等を遵守し、適正な管理に努めている

小計

✓		
1	0	0

開館日、開館時間等

- ・仕様書に記載している、開館日、開館時間等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けた上で、開館日、開館時間等を変更している

小計

✓		
1	0	0

指定管理者の業務内容及び管理基準

基本的事項

- ・管理運営等に係る人員数及び条件を満たしている
- ・管理運営に必要な物品、材料等に関しては、できる限り地域事業所等からの購入に努めている
- ・職員は、可能な限り地域住民の雇用に努めている
- ・自主事業の実施について、事前に市と協議の上、承諾を得ている

✓		
✓		
✓		
✓		

施設の利用に関すること

- ・開館、閉館時には、施設の巡回点検及び駐車車両等の巡回確認を行っている
- ・施設に異常が認められた場合は、直ちに復旧措置等を行うとともに、市へ報告している
- ・利用者からの問合せ等に関して随時対応している
- ・コミュニティ・センター条例の規定に基づき、利用者に対して、施設利用の許可、取消し、変更、中止等を実施している

✓		
✓		
✓		
✓		

施設の利用料金の徴収に関すること

- ・施設の利用料金の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めている
- ・コミュニティ・センター条例及び施行規則の規定に基づき、公益上その他特に必要があると認められる場合は利用料金の減免を行っている

✓		
✓		

施設等の維持管理に関すること

- ・建物、電気設備、機械設備及び衛生設備の運転、点検を行っている
- ・施設及び敷地内の清掃を行っている
- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行っている

✓		
✓		
✓		

改善が  
必要  
おむね  
できて  
いる  
できて  
いる

定性的評価

・施設内の備品、消耗品等の管理及び補充を行っている

✓		
✓		

・仕様書の定めのとおり施設等の修繕を実施している

イベントの実施に関すること

・施設において年1回は、施設利用団体等の活動発表の機会を設けた企画を実施している

✓		
✓		

・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している

その他

・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し職員に指導を行っている

✓		
✓		

・業務の第三者への委託を行う際には事前に市に届け出ている

小計

19	0	0
----	---	---

目的外使用スペースの取扱い

・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

✓		
1	0	0

小計

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している

✓		
✓		

・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

小計

2	0	0
---	---	---

市民参画及び利用者意見の反映

・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

✓		
1	0	0

小計

一般的な注意事項

・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている

✓		
✓		

・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

小計

2	0	0
---	---	---

合計

39	0	0
----	---	---

施設名	宗像市コミュニティ・センター 赤間西会館
設置目的	地域住民の教養の向上及び健康の増進を図るとともにコミュニティづくりをすすめること
指定管理者	赤間西地区コミュニティ運営協議会

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	12	0	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	15	4	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	0	1	0
・一般的な注意事項について	1	1	0
合計	33	6	0

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
利用	利用者数	人	28,800	30,113	1,313	104.6%	B
	小計		28,800	30,113	(平均率)	104.6%	B
収入	施設使用料	千円	3,150	2,821	-329	89.6%	C
	雑収入	千円	550	966	416	175.6%	A
	小計		3,700	3,787	(平均率)	132.6%	A
その他	施設利用促進 イベント 参加人数	千円	450	500	50	111.1%	B
	小計		450	500	(平均率)	111.1%	B
平均						120.2%	A

総評(施設所管課:コミュニティ協働推進課)

指定管理者による施設の維持管理及び運営は概ね適切に実施されており、法令遵守や個人情報保護についても適正な対応がなされている。定性評価において改善が必要な項目はなく、安定した施設運営が行われている。

また、コミセンまつりをはじめとする利用促進事業を実施し、利用促進イベントの参加人数については目標を上回る実績を達成している。これらの取組は、地域住民の交流機会の創出及びコミュニティ・センターの更なる利用促進に寄与している。

利用者数については目標を上回る実績となっており、地域住民に親しまれる施設運営が行われているものと評価できる。また、施設使用料については概ね目標水準を維持しており、今後も施設利用の促進に向けた取組が継続されることを望む。

定性的評価

運営方針

- ・施設の設置目的に則した管理運営を行うため最大限努力している
- ・施設ごとの運営方針を理解し、その方針に沿った運営を行っている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営をしていない
- ・利用者が快適に施設を利用することができるよう適正に管理運営を行っている
- ・関係法令及び条例などの規定を遵守している
- ・業務に関連して取得した個人情報の保護を徹底している
- ・施設設備及び備品の保守、修繕を適切に行っている
- ・利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者サービスの向上に努めている
- ・近隣の住民、関係機関、団体等との良好な関係を維持している
- ・市と密接に連絡をとりながら、管理運営を行っている
- ・効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・市民ニーズを把握して利用者の満足度を高めるよう努めている

小計

✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
12	0	0

法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、本仕様書に定めるもののほか、仕様書に定める法令等を遵守し、適正な管理に努めている

小計

✓		
1	0	0

開館日、開館時間等

- ・仕様書に記載している、開館日、開館時間等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けた上で、開館日、開館時間等を変更している

小計

✓		
1	0	0

指定管理者の業務内容及び管理基準

基本的事項

- ・管理運営等に係る人員数及び条件を満たしている
- ・管理運営に必要な物品、材料等に関しては、できる限り地域事業所等からの購入に努めている
- ・職員は、可能な限り地域住民の雇用に努めている
- ・自主事業の実施について、事前に市と協議の上、承諾を得ている

	✓	
	✓	
✓		
	✓	

施設の利用に関すること

- ・開館、閉館時には、施設の巡回点検及び駐車車両等の巡回確認を行っている
- ・施設に異常が認められた場合は、直ちに復旧措置等を行うとともに、市へ報告している
- ・利用者からの問合せ等に関して随時対応している
- ・コミュニティ・センター条例の規定に基づき、利用者に対して、施設利用の許可、取消し、変更、中止等を実施している

✓		
✓		
✓		
✓		

施設の利用料金の徴収に関すること

- ・施設の利用料金の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めている
- ・コミュニティ・センター条例及び施行規則の規定に基づき、公益上その他特に必要があると認められる場合は利用料金の減免を行っている

✓		
✓		

施設等の維持管理に関すること

- ・建物、電気設備、機械設備及び衛生設備の運転、点検を行っている
- ・施設及び敷地内の清掃を行っている
- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行っている

✓		
	✓	
✓		

改善が  
必要  
おむね  
できて  
いる  
できて  
いる

定性的評価

・施設内の備品、消耗品等の管理及び補充を行っている

✓		
✓		

・仕様書の定めのとおり施設等の修繕を実施している

イベントの実施に関すること

・施設において年1回は、施設利用団体等の活動発表の機会を設けた企画を実施している

✓		
✓		

・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している

その他

・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し職員に指導を行っている

✓		
✓		

・業務の第三者への委託を行う際には事前に市に届け出ている

小計

15	4	0
----	---	---

目的外使用スペースの取扱い

・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

✓		
1	0	0

小計

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している

✓		
✓		

・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

小計

2	0	0
---	---	---

市民参画及び利用者意見の反映

・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

	✓	
0	1	0

小計

一般的な注意事項

・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている

	✓	
✓		

・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

小計

1	1	0
---	---	---

合計

33	6	0
----	---	---

施設名	宗像市コミュニティ・センター 自由ヶ丘会館
設置目的	地域住民の教養の向上及び健康の増進を図るとともにコミュニティづくりをすすめること
指定管理者	自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	11	1	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	17	2	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	0	2	0
・市民参画及び利用者意見の反映	1	0	0
・一般的な注意事項について	1	1	0
合計	33	6	0

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
利用	利用者数	人	58,050	67,689	9,639	116.6%	B
	小計		58,050	67,689	(平均率)	116.6%	B
収入	施設使用料	千円	6,420	7,270	850	113.2%	B
	雑収入	千円	830	831	1	100.1%	B
	小計		7,250	8,101	(平均率)	106.7%	B
その他	施設利用促進 イベント 参加人数	千円	600	800	200	133.3%	A
	小計		600	800	(平均率)	133.3%	A
平均						115.8%	B

総評(施設所管課:コミュニティ協働推進課)

指定管理者による施設の維持管理及び運営は概ね適切に実施されており、法令遵守や個人情報保護についても適正な対応がなされている。定性評価において改善が必要な項目はなく、安定した施設運営が行われている。

また、芸能祭やクリスマスイベントをはじめとする利用促進事業を実施し、利用促進イベントの参加人数については目標を大きく上回る実績を達成している。

これらの取組は、地域住民の交流機会の創出及びコミュニティ・センターの更なる利用促進に寄与している。

利用者数及び収入についても目標を上回る実績となっており、地域住民に親しまれる施設運営が行われているものと評価できる。

定性的評価

運営方針

- ・施設の設置目的に則した管理運営を行うため最大限努力している
- ・施設ごとの運営方針を理解し、その方針に沿った運営を行っている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営をしていない
- ・利用者が快適に施設を利用することができるよう適正に管理運営を行っている
- ・関係法令及び条例などの規定を遵守している
- ・業務に関連して取得した個人情報の保護を徹底している
- ・施設設備及び備品の保守、修繕を適切に行っている
- ・利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者サービスの向上に努めている
- ・近隣の住民、関係機関、団体等との良好な関係を維持している
- ・市と密接に連絡をとりながら、管理運営を行っている
- ・効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・市民ニーズを把握して利用者の満足度を高めるよう努めている

✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓	✓	
✓		
小計	11	1 0

法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、本仕様書に定めるもののほか、仕様書に定める法令等を遵守し、適正な管理に努めている

✓		
小計	1	0 0

開館日、開館時間等

- ・仕様書に記載している、開館日、開館時間等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けた上で、開館日、開館時間等を変更している

✓		
小計	1	0 0

指定管理者の業務内容及び管理基準

基本的事項

- ・管理運営等に係る人員数及び条件を満たしている
- ・管理運営に必要な物品、材料等に関しては、できる限り地域事業所等からの購入に努めている
- ・職員は、可能な限り地域住民の雇用に努めている
- ・自主事業の実施について、事前に市と協議の上、承諾を得ている

✓		
✓		
✓		
✓		

施設の利用に関すること

- ・開館、閉館時には、施設の巡回点検及び駐車車両等の巡回確認を行っている
- ・施設に異常が認められた場合は、直ちに復旧措置等を行うとともに、市へ報告している
- ・利用者からの問合せ等に関して随時対応している
- ・コミュニティ・センター条例の規定に基づき、利用者に対して、施設利用の許可、取消し、変更、中止等を実施している

✓		
✓		
✓		
✓		

施設の利用料金の徴収に関すること

- ・施設の利用料金の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めている
- ・コミュニティ・センター条例及び施行規則の規定に基づき、公益上その他特に必要があると認められる場合は利用料金の減免を行っている

✓		
✓		

施設等の維持管理に関すること

- ・建物、電気設備、機械設備及び衛生設備の運転、点検を行っている
- ・施設及び敷地内の清掃を行っている
- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行っている

✓		
✓		
	✓	

改善が  
必要  
おむね  
できて  
いる  
できて  
いる

定性的評価

・施設内の備品、消耗品等の管理及び補充を行っている

✓		
✓		

・仕様書の定めのとおり施設等の修繕を実施している

イベントの実施に関すること

・施設において年1回は、施設利用団体等の活動発表の機会を設けた企画を実施している

✓		
✓		

・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している

その他

・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し職員に指導を行っている

	✓	
✓		

・業務の第三者への委託を行う際には事前に市に届け出ている

小計

17	2	0
----	---	---

目的外使用スペースの取扱い

・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

✓		
1	0	0

小計

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している

	✓	
	✓	

・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

小計

0	2	0
---	---	---

市民参画及び利用者意見の反映

・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

✓		
1	0	0

小計

一般的な注意事項

・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている

	✓	
✓		

・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

小計

1	1	0
---	---	---

合計

33	6	0
----	---	---

施設名	宗像市コミュニティ・センター 河東会館
設置目的	地域住民の教養の向上及び健康の増進を図るとともにコミュニティづくりをすすめること
指定管理者	河東地区コミュニティ運営協議会

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	9	3	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	15	4	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	0	1	0
・一般的な注意事項について	2	0	0
合計	31	8	0

定量的評価

区分		単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価 A~E
利用	利用者数	人	52,420	49,005	-3,415	93.5%	C
	小計		52,420	49,005	(平均率)	93.5%	C
収入	施設使用料	千円	4,560	4,545	-15	99.7%	C
	雑収入	千円	1,070	935	-135	87.4%	C
	小計		5,630	5,480	(平均率)	93.5%	C
その他	施設利用促進 イベント 参加人数	千円	3,000	3,440	440	114.7%	B
	小計		3,000	3,440	(平均率)	114.7%	B
平均						98.8%	C

総評(施設所管課:コミュニティ協働推進課)

指定管理者による施設の維持管理及び運営は概ね適切に実施されており、法令順守や個人情報保護についても適正な対応がなされている。定性的評価において改善が必要な項目はなく、安定した施設運営が行われている。

また、「河東みんなのまつり」や「文化祭」をはじめとする地域住民が主体となった事業を実施し、多世代の交流や地域コミュニティの活性化に寄与している。利用促進イベントの参加人数については目標を上回る実績を達成しており、地域住民の交流機会の創出及びコミュニティ・センターの更なる利用促進につながっている。

一方で、利用者数等については目標値に達していないことから、引き続き利用者ニーズの把握や施設の魅力発信に努め、施設利用の促進に向けた取り組みを望む。

定性的評価

運営方針

- ・施設の設置目的に則した管理運営を行うため最大限努力している
- ・施設ごとの運営方針を理解し、その方針に沿った運営を行っている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営をしていない
- ・利用者が快適に施設を利用することができるよう適正に管理運営を行っている
- ・関係法令及び条例などの規定を遵守している
- ・業務に関連して取得した個人情報の保護を徹底している
- ・施設設備及び備品の保守、修繕を適切に行っている
- ・利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者サービスの向上に努めている
- ・近隣の住民、関係機関、団体等との良好な関係を維持している
- ・市と密接に連絡をとりながら、管理運営を行っている
- ・効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・市民ニーズを把握して利用者の満足度を高めるよう努めている

✓			
	✓		
✓			
✓			
✓			
✓			
✓			
✓			
	✓		
✓			
✓			
	✓		
小計	9	3	0

法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、本仕様書に定めるもののほか、仕様書に定める法令等を遵守し、適正な管理に努めている

✓			
小計	1	0	0

開館日、開館時間等

- ・仕様書に記載している、開館日、開館時間等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けた上で、開館日、開館時間等を変更している

✓			
小計	1	0	0

指定管理者の業務内容及び管理基準

基本的事項

- ・管理運営等に係る人員数及び条件を満たしている
- ・管理運営に必要な物品、材料等に関しては、できる限り地域事業所等からの購入に努めている
- ・職員は、可能な限り地域住民の雇用に努めている
- ・自主事業の実施について、事前に市と協議の上、承諾を得ている

✓		
	✓	
	✓	
	✓	

施設の利用に関すること

- ・開館、閉館時には、施設の巡回点検及び駐車車両等の巡回確認を行っている
- ・施設に異常が認められた場合は、直ちに復旧措置等を行うとともに、市へ報告している
- ・利用者からの問合せ等に関して随時対応している
- ・コミュニティ・センター条例の規定に基づき、利用者に対して、施設利用の許可、取消し、変更、中止等を実施している

✓		
✓		
✓		
✓		

施設の利用料金の徴収に関すること

- ・施設の利用料金の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めている
- ・コミュニティ・センター条例及び施行規則の規定に基づき、公益上その他特に必要があると認められる場合は利用料金の減免を行っている

✓		
✓		

施設等の維持管理に関すること

- ・建物、電気設備、機械設備及び衛生設備の運転、点検を行っている
- ・施設及び敷地内の清掃を行っている
- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行っている

✓		
✓		
✓		

改善が  
必要  
おむね  
できて  
いる  
できて  
いる

定性的評価

・施設内の備品、消耗品等の管理及び補充を行っている

✓		
✓		

・仕様書の定めのとおり施設等の修繕を実施している

イベントの実施に関すること

・施設において年1回は、施設利用団体等の活動発表の機会を設けた企画を実施している

✓		
✓		

・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している

その他

・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し職員に指導を行っている

	✓	
✓		

・業務の第三者への委託を行う際には事前に市に届け出ている

小計

15	4	0
----	---	---

目的外使用スペースの取扱い

・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

✓		
1	0	0

小計

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している

✓		
✓		

・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

小計

2	0	0
---	---	---

市民参画及び利用者意見の反映

・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

	✓	
0	1	0

小計

一般的な注意事項

・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている

✓		
✓		

・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

小計

2	0	0
---	---	---

合計

31	8	0
----	---	---

施設名	宗像市コミュニティ・センター 南郷会館
設置目的	地域住民の教養の向上及び健康の増進を図るとともにコミュニティづくりをすすめること
指定管理者	南郷地区コミュニティ運営協議会

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	11	1	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	14	5	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	0	1	0
・一般的な注意事項について	1	1	0
合計	31	8	0

定量的評価

区分		単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価 A~E
利用	利用者数	人	21,100	19,879	-1,221	94.2%	C
	小計		21,100	19,879	(平均率)	94.2%	C
収入	施設使用料	千円	1,570	1,523	-47	97.0%	C
	雑収入	千円	460	650	190	141.3%	A
	小計		2,030	2,173	(平均率)	119.2%	B
その他	施設利用促進 イベント 参加人数	千円	3,000	3,500	500	116.7%	B
	小計		3,000	3,500	(平均率)	116.7%	B
平均						112.3%	B

総評(施設所管課:コミュニティ協働推進課)

指定管理者による施設の維持管理及び運営は概ね適切に実施されており、法令遵守や個人情報保護についても適正な対応がなされている。定性評価において改善が必要な項目はなく、安定した施設運営が行われている。

また、南郷まつりをはじめとする利用促進事業を実施し、利用促進イベントの参加人数については目標を上回る実績を達成している。これらの取組は、地域住民の交流機会の創出及びコミュニティ・センターの更なる利用促進に寄与している。

一方で、利用者数及び施設使用料については目標値を下回っていることから、引き続き利用者ニーズの把握やサービス向上に努め、施設利用者数の増加に向けた取組が継続されることを望む。

定性的評価

運営方針

- ・施設の設置目的に則した管理運営を行うため最大限努力している
- ・施設ごとの運営方針を理解し、その方針に沿った運営を行っている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営をしていない
- ・利用者が快適に施設を利用することができるよう適正に管理運営を行っている
- ・関係法令及び条例などの規定を遵守している
- ・業務に関連して取得した個人情報の保護を徹底している
- ・施設設備及び備品の保守、修繕を適切に行っている
- ・利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者サービスの向上に努めている
- ・近隣の住民、関係機関、団体等との良好な関係を維持している
- ・市と密接に連絡をとりながら、管理運営を行っている
- ・効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・市民ニーズを把握して利用者の満足度を高めるよう努めている

✓			
✓			
✓			
✓			
✓			
✓			
✓			
✓			
	✓		
✓			
✓			
✓			
小計	11	1	0

総計 法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、本仕様書に定めるもののほか、仕様書に定める法令等を遵守し、適正な管理に努めている

✓			
小計	1	0	0

開館日、開館時間等

- ・仕様書に記載している、開館日、開館時間等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けた上で、開館日、開館時間等を変更している

✓			
小計	1	0	0

指定管理者の業務内容及び管理基準

基本的事項

- ・管理運営に係る人員数及び条件を満たしている
- ・管理運営に必要な物品、材料等に関しては、できる限り地域事業所等からの購入に努めている
- ・職員は、可能な限り地域住民の雇用に努めている
- ・自主事業の実施について、事前に市と協議の上、承諾を得ている

✓		
✓		
✓		
	✓	

施設の利用に関すること

- ・開館、閉館時には、施設の巡回点検及び駐車車両等の巡回確認を行っている
- ・施設に異常が認められた場合は、直ちに復旧措置等を行うとともに、市へ報告している
- ・利用者からの問合せ等に関して随時対応している
- ・コミュニティ・センター条例の規定に基づき、利用者に対して、施設利用の許可、取消し、変更、中止等を実施している

✓		
✓		
	✓	
✓		

施設の利用料金の徴収に関すること

- ・施設の利用料金の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めている
- ・コミュニティ・センター条例及び施行規則の規定に基づき、公益上その他特に必要があると認められる場合は利用料金の減免を行っている

✓		
✓		

施設等の維持管理に関すること

- ・建物、電気設備、機械設備及び衛生設備の運転、点検を行っている
- ・施設及び敷地内の清掃を行っている
- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行っている

✓		
✓		
✓		

改善が必要  
おむねできて  
いる  
できて  
いる

定性的評価

・施設内の備品、消耗品等の管理及び補充を行っている

	✓	
✓		

・仕様書の定めのとおり施設等の修繕を実施している

イベントの実施に関すること

・施設において年1回は、施設利用団体等の活動発表の機会を設けた企画を実施している

	✓	
✓		

・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している

その他

・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し職員に指導を行っている

	✓	
✓		

・業務の第三者への委託を行う際には事前に市に届け出ている

小計

14	5	0
----	---	---

目的外使用スペースの取扱い

・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

✓		
1	0	0

小計

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している

✓		
✓		

・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

小計

2	0	0
---	---	---

市民参画及び利用者意見の反映

・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

	✓	
0	1	0

小計

一般的な注意事項

・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている

	✓	
✓		

・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

小計

1	1	0
---	---	---

合計

31	8	0
----	---	---

施設名	宗像市コミュニティ・センター 東郷会館
設置目的	地域住民の教養の向上及び健康の増進を図るとともにコミュニティづくりをすすめること
指定管理者	東郷地区コミュニティ運営協議会

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	12	0	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	12	7	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	0	1	0
・一般的な注意事項について	1	1	0
合計	30	9	0

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
利用	利用者数	人	26,120	38,720	12,600	148.2%	A
	小計		26,120	38,720	(平均率)	148.2%	A
収入	施設使用料	千円	4,030	3,957	-73	98.2%	C
	雑収入	千円	540	636	96	117.8%	B
	小計		4,570	4,593	(平均率)	108.0%	B
その他	施設利用促進 イベント 参加人数	千円	8,000	9,100	1,100	113.8%	B
	小計		8,000	9,100	(平均率)	113.8%	B
平均						119.5%	B

総評(施設所管課:コミュニティ協働推進課)

指定管理者による施設の維持管理及び運営は概ね適切に実施されており、法令遵守や個人情報保護についても適正な対応がなされている。定性評価において改善が必要な項目はなく、安定した施設運営が行われている。

また、「げんきフェスタ東郷」でのコミュニティ・センター館内展示や子ども囲碁教室など多世代を対象とした利用促進事業を実施し、利用促進イベントの参加人数については目標を上回る実績を達成している。これらの取組は、地域住民の交流機会の創出及びコミュニティ・センターの更なる利用促進に寄与している。

利用者数については目標を大きく上回る実績となっており、地域住民に親しまれる施設運営が行われているものと評価できる。また、施設使用料については概ね目標水準を維持しており、今後も施設利用の促進に向けた取組が継続されることを望む。

定性的評価

運営方針

- ・施設の設置目的に則した管理運営を行うため最大限努力している
- ・施設ごとの運営方針を理解し、その方針に沿った運営を行っている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営をしていない
- ・利用者が快適に施設を利用することができるよう適正に管理運営を行っている
- ・関係法令及び条例などの規定を遵守している
- ・業務に関連して取得した個人情報の保護を徹底している
- ・施設設備及び備品の保守、修繕を適切に行っている
- ・利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者サービスの向上に努めている
- ・近隣の住民、関係機関、団体等との良好な関係を維持している
- ・市と密接に連絡をとりながら、管理運営を行っている
- ・効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・市民ニーズを把握して利用者の満足度を高めるよう努めている

小計

✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
12	0	0

法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、本仕様書に定めるもののほか、仕様書に定める法令等を遵守し、適正な管理に努めている

小計

✓		
1	0	0

開館日、開館時間等

- ・仕様書に記載している、開館日、開館時間等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けた上で、開館日、開館時間等を変更している

小計

✓		
1	0	0

指定管理者の業務内容及び管理基準

基本的事項

- ・管理運営等に係る人員数及び条件を満たしている
- ・管理運営に必要な物品、材料等に関しては、できる限り地域事業所等からの購入に努めている
- ・職員は、可能な限り地域住民の雇用に努めている
- ・自主事業の実施について、事前に市と協議の上、承諾を得ている

✓		
	✓	
✓		
	✓	

施設の利用に関すること

- ・開館、閉館時には、施設の巡回点検及び駐車車両等の巡回確認を行っている
- ・施設に異常が認められた場合は、直ちに復旧措置等を行うとともに、市へ報告している
- ・利用者からの問合せ等に関して随時対応している
- ・コミュニティ・センター条例の規定に基づき、利用者に対して、施設利用の許可、取消し、変更、中止等を実施している

✓		
	✓	
✓		
	✓	

施設の利用料金の徴収に関すること

- ・施設の利用料金の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めている
- ・コミュニティ・センター条例及び施行規則の規定に基づき、公益上その他特に必要があると認められる場合は利用料金の減免を行っている

✓		
✓		

施設等の維持管理に関すること

- ・建物、電気設備、機械設備及び衛生設備の運転、点検を行っている
- ・施設及び敷地内の清掃を行っている
- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行っている

✓		
	✓	
✓		

改善が必要  
おむねできて  
いる

定性的評価

・施設内の備品、消耗品等の管理及び補充を行っている

✓		
✓		

・仕様書の定めのとおり施設等の修繕を実施している

イベントの実施に関すること

・施設において年1回は、施設利用団体等の活動発表の機会を設けた企画を実施している

	✓	
✓		

・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している

その他

・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し職員に指導を行っている

	✓	
✓		

・業務の第三者への委託を行う際には事前に市に届け出ている

小計

12	7	0
----	---	---

目的外使用スペースの取扱い

・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

✓		
1	0	0

小計

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している

✓		
✓		

・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

小計

2	0	0
---	---	---

市民参画及び利用者意見の反映

・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

	✓	
0	1	0

小計

一般的な注意事項

・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている

	✓	
✓		

・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

小計

1	1	0
---	---	---

合計

30	9	0
----	---	---

施設名	宗像市コミュニティ・センター 日の里会館
設置目的	地域住民の教養の向上及び健康の増進を図るとともにコミュニティづくりをすすめること
指定管理者	日の里地区コミュニティ運営協議会

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	12	0	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	19	0	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	1	0	0
・一般的な注意事項について	1	1	0
合計	38	1	0

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
利用	利用者数	人	19,990	26,420	6,430	132.2%	A
	小計		19,990	26,420	(平均率)	132.2%	A
収入	施設使用料	千円	3,240	3,374	134	104.1%	B
	雑収入	千円	990	1,525	535	154.0%	A
	小計		4,230	4,899	(平均率)	129.1%	A
その他	施設利用促進 イベント 参加人数	千円	800	1,000	200	125.0%	A
	小計		800	1,000	(平均率)	125.0%	A
平均						128.8%	A

総評(施設所管課:コミュニティ協働推進課)

指定管理者による施設の維持管理及び運営は適切に実施されており、法令遵守や個人情報保護をはじめ、施設運営全般について良好な管理が行われている。定性評価において改善が必要な項目はなく、安定した施設運営が行われている。

また、子どもまつりをはじめとする利用促進事業を実施し、利用促進イベントの参加人数については目標を上回る実績を達成している。

これらの取組は、地域住民の交流機会の創出及びコミュニティ・センターの更なる利用促進に寄与している。

利用者数及び収入についても目標を上回る実績となっており、地域住民に親しまれる施設運営が行われているものと評価できる。

定性的評価

運営方針

- ・施設の設置目的に則した管理運営を行うため最大限努力している
- ・施設ごとの運営方針を理解し、その方針に沿った運営を行っている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営をしていない
- ・利用者が快適に施設を利用することができるよう適正に管理運営を行っている
- ・関係法令及び条例などの規定を遵守している
- ・業務に関連して取得した個人情報の保護を徹底している
- ・施設設備及び備品の保守、修繕を適切に行っている
- ・利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者サービスの向上に努めている
- ・近隣の住民、関係機関、団体等との良好な関係を維持している
- ・市と密接に連絡をとりながら、管理運営を行っている
- ・効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・市民ニーズを把握して利用者の満足度を高めるよう努めている

小計

✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
12	0	0

法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、本仕様書に定めるもののほか、仕様書に定める法令等を遵守し、適正な管理に努めている

小計

✓		
1	0	0

開館日、開館時間等

- ・仕様書に記載している、開館日、開館時間等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けた上で、開館日、開館時間等を変更している

小計

✓		
1	0	0

指定管理者の業務内容及び管理基準

基本的事項

- ・管理運営等に係る人員数及び条件を満たしている
- ・管理運営に必要な物品、材料等に関しては、できる限り地域事業所等からの購入に努めている
- ・職員は、可能な限り地域住民の雇用に努めている
- ・自主事業の実施について、事前に市と協議の上、承諾を得ている

✓		
✓		
✓		
✓		

施設の利用に関すること

- ・開館、閉館時には、施設の巡回点検及び駐車車両等の巡回確認を行っている
- ・施設に異常が認められた場合は、直ちに復旧措置等を行うとともに、市へ報告している
- ・利用者からの問合せ等に関して随時対応している
- ・コミュニティ・センター条例の規定に基づき、利用者に対して、施設利用の許可、取消し、変更、中止等を実施している

✓		
✓		
✓		
✓		

施設の利用料金の徴収に関すること

- ・施設の利用料金の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めている
- ・コミュニティ・センター条例及び施行規則の規定に基づき、公益上その他特に必要があると認められる場合は利用料金の減免を行っている

✓		
✓		

施設等の維持管理に関すること

- ・建物、電気設備、機械設備及び衛生設備の運転、点検を行っている
- ・施設及び敷地内の清掃を行っている
- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行っている

✓		
✓		
✓		

改善が必要  
おむねできて  
いる

定性的評価

・施設内の備品、消耗品等の管理及び補充を行っている

✓		
✓		

・仕様書の定めのとおり施設等の修繕を実施している

イベントの実施に関すること

・施設において年1回は、施設利用団体等の活動発表の機会を設けた企画を実施している

✓		
✓		

・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している

その他

・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し職員に指導を行っている

✓		
✓		

・業務の第三者への委託を行う際には事前に市に届け出ている

小計

19	0	0
----	---	---

目的外使用スペースの取扱い

・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

✓		
1	0	0

小計

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している

✓		
✓		

・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

小計

2	0	0
---	---	---

市民参画及び利用者意見の反映

・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

✓		
1	0	0

小計

一般的な注意事項

・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている

	✓	
✓		

・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

小計

1	1	0
---	---	---

合計

38	1	0
----	---	---

施設名	宗像市コミュニティ・センター 玄海会館
設置目的	地域住民の教養の向上及び健康の増進を図るとともにコミュニティづくりをすすめること
指定管理者	玄海地区コミュニティ運営協議会

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	12	0	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	17	2	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	1	0	0
・一般的な注意事項について	2	0	0
合計	37	2	0

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
利用	利用者数	人	6,660	8,351	1,691	125.4%	A
	小計		6,660	8,351	(平均率)	125.4%	A
収入	施設使用料	千円	490	493	3	100.6%	B
	雑収入	千円	440	454	14	103.2%	B
	小計		930	947	(平均率)	101.9%	B
その他	施設利用促進 イベント 参加人数	千円	600	720	120	120.0%	A
	小計		600	720	(平均率)	120.0%	A
平均						112.3%	B

総評(施設所管課:コミュニティ協働推進課)

指定管理者による施設の維持管理及び運営は適切に実施されており、法令遵守や個人情報保護をはじめ、施設運営全般について良好な管理が行われている。定性評価において改善が必要な項目はなく、安定した施設運営が行われている。  
また、玄海フェスタをはじめとする利用促進事業を実施し、利用促進イベントの参加人数については目標を上回る実績を達成している。  
これらの取組は、地域住民の交流機会の創出及びコミュニティ・センターの更なる利用促進に寄与している。  
利用者数についても目標を上回る実績となっており、地域住民に親しまれる施設運営が行われているものと評価できる。

定性的評価

運営方針

- ・施設の設置目的に則した管理運営を行うため最大限努力している
- ・施設ごとの運営方針を理解し、その方針に沿った運営を行っている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営をしていない
- ・利用者が快適に施設を利用することができるよう適正に管理運営を行っている
- ・関係法令及び条例などの規定を遵守している
- ・業務に関連して取得した個人情報の保護を徹底している
- ・施設設備及び備品の保守、修繕を適切に行っている
- ・利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者サービスの向上に努めている
- ・近隣の住民、関係機関、団体等との良好な関係を維持している
- ・市と密接に連絡をとりながら、管理運営を行っている
- ・効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・市民ニーズを把握して利用者の満足度を高めるよう努めている

小計

✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
12	0	0

法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、本仕様書に定めるもののほか、仕様書に定める法令等を遵守し、適正な管理に努めている

小計

✓		
1	0	0

開館日、開館時間等

- ・仕様書に記載している、開館日、開館時間等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けた上で、開館日、開館時間等を変更している

小計

✓		
1	0	0

指定管理者の業務内容及び管理基準

基本的事項

- ・管理運営等に係る人員数及び条件を満たしている
- ・管理運営に必要な物品、材料等に関しては、できる限り地域事業所等からの購入に努めている
- ・職員は、可能な限り地域住民の雇用に努めている
- ・自主事業の実施について、事前に市と協議の上、承諾を得ている

✓		
	✓	
✓		
✓		

施設の利用に関すること

- ・開館、閉館時には、施設の巡回点検及び駐車車両等の巡回確認を行っている
- ・施設に異常が認められた場合は、直ちに復旧措置等を行うとともに、市へ報告している
- ・利用者からの問合せ等に関して随時対応している
- ・コミュニティ・センター条例の規定に基づき、利用者に対して、施設利用の許可、取消し、変更、中止等を実施している

✓		
✓		
✓		
✓		

施設の利用料金の徴収に関すること

- ・施設の利用料金の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めている
- ・コミュニティ・センター条例及び施行規則の規定に基づき、公益上その他特に必要があると認められる場合は利用料金の減免を行っている

✓		
✓		

施設等の維持管理に関すること

- ・建物、電気設備、機械設備及び衛生設備の運転、点検を行っている
- ・施設及び敷地内の清掃を行っている
- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行っている

✓		
✓		
✓		

改善が  
必要  
おむね  
できて  
いる  
できて  
いる

定性的評価

・施設内の備品、消耗品等の管理及び補充を行っている

✓		
✓		

・仕様書の定めのとおり施設等の修繕を実施している

イベントの実施に関すること

・施設において年1回は、施設利用団体等の活動発表の機会を設けた企画を実施している

	✓	
✓		

・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している

その他

・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し職員に指導を行っている

✓		
✓		

・業務の第三者への委託を行う際には事前に市に届け出ている

小計

17	2	0
----	---	---

目的外使用スペースの取扱い

・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

✓		
1	0	0

小計

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している

✓		
✓		

・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

小計

2	0	0
---	---	---

市民参画及び利用者意見の反映

・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

✓		
1	0	0

小計

一般的な注意事項

・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている

✓		
✓		

・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

小計

2	0	0
---	---	---

合計

37	2	0
----	---	---

施設名	宗像市コミュニティ・センター 池野会館
設置目的	地域住民の教養の向上及び健康の増進を図るとともにコミュニティづくりをすすめること
指定管理者	池野地区コミュニティ運営協議会

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	10	2	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	17	2	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	0	1	0
・一般的な注意事項について	1	1	0
合計	33	6	0

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
利用	利用者数	人	8,610	7,903	-707	91.8%	C
	小計		8,610	7,903	(平均率)	91.8%	C
収入	施設使用料	千円	660	787	127	119.2%	B
	雑収入	千円	360	266	-94	73.9%	C
	小計		1,020	1,053	(平均率)	96.6%	C
その他	施設利用促進 イベント 参加人数	千円	500	600	100	120.0%	A
	小計		500	600	(平均率)	120.0%	A
平均						101.2%	B

総評(施設所管課:コミュニティ協働推進課)

指定管理者による施設の維持管理及び運営は概ね適切に実施されており、法令遵守や個人情報保護についても適正な対応がなされている。定性評価において改善が必要な項目はなく、安定した施設運営が行われている。

また、池野祭をはじめとする利用促進事業を実施し、利用促進イベントの参加人数については目標を上回る実績を達成している。これらの取組は、地域住民の交流機会の創出及びコミュニティ・センターの更なる利用促進に寄与している。

一方で、利用者数及び一部収入項目については目標値に達していないことから、今後も施設の魅力発信や利用促進に向けた取組を継続し、更なる利用者の確保に努められることを望む。

定性的評価

運営方針

- ・施設の設置目的に則した管理運営を行うため最大限努力している
- ・施設ごとの運営方針を理解し、その方針に沿った運営を行っている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営をしていない
- ・利用者が快適に施設を利用することができるよう適正に管理運営を行っている
- ・関係法令及び条例などの規定を遵守している
- ・業務に関連して取得した個人情報の保護を徹底している
- ・施設設備及び備品の保守、修繕を適切に行っている
- ・利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者サービスの向上に努めている
- ・近隣の住民、関係機関、団体等との良好な関係を維持している
- ・市と密接に連絡をとりながら、管理運営を行っている
- ・効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・市民ニーズを把握して利用者の満足度を高めるよう努めている

小計

	✓		
✓			
✓			
✓			
✓			
✓			
✓			
✓			
✓			
✓			
✓			
	✓		
10	2	0	

法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、本仕様書に定めるもののほか、仕様書に定める法令等を遵守し、適正な管理に努めている

小計

✓			
1	0	0	

開館日、開館時間等

- ・仕様書に記載している、開館日、開館時間等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けた上で、開館日、開館時間等を変更している

小計

✓			
1	0	0	

指定管理者の業務内容及び管理基準

基本的事項

- ・管理運営等に係る人員数及び条件を満たしている
- ・管理運営に必要な物品、材料等に関しては、できる限り地域事業所等からの購入に努めている
- ・職員は、可能な限り地域住民の雇用に努めている
- ・自主事業の実施について、事前に市と協議の上、承諾を得ている

✓			
✓			
✓			
✓			

施設の利用に関すること

- ・開館、閉館時には、施設の巡回点検及び駐車車両等の巡回確認を行っている
- ・施設に異常が認められた場合は、直ちに復旧措置等を行うとともに、市へ報告している
- ・利用者からの問合せ等に関して随時対応している
- ・コミュニティ・センター条例の規定に基づき、利用者に対して、施設利用の許可、取消し、変更、中止等を実施している

✓			
✓			
✓			
✓			

施設の利用料金の徴収に関すること

- ・施設の利用料金の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めている
- ・コミュニティ・センター条例及び施行規則の規定に基づき、公益上その他特に必要があると認められる場合は利用料金の減免を行っている

✓			
✓			

施設等の維持管理に関すること

- ・建物、電気設備、機械設備及び衛生設備の運転、点検を行っている
- ・施設及び敷地内の清掃を行っている
- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行っている

✓			
✓			
✓			

改善が必要  
おむねできて  
いる

定性的評価

・施設内の備品、消耗品等の管理及び補充を行っている

✓		
✓		

・仕様書の定めのとおり施設等の修繕を実施している

イベントの実施に関すること

・施設において年1回は、施設利用団体等の活動発表の機会を設けた企画を実施している

✓		
✓		

・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している

その他

・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し職員に指導を行っている

	✓	
	✓	

・業務の第三者への委託を行う際には事前に市に届け出ている

小計

17	2	0
----	---	---

目的外使用スペースの取扱い

・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

✓		
1	0	0

小計

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している

✓		
✓		

・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

小計

2	0	0
---	---	---

市民参画及び利用者意見の反映

・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

	✓	
0	1	0

小計

一般的な注意事項

・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている

	✓	
✓		

・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

小計

1	1	0
---	---	---

合計

33	6	0
----	---	---

施設名	宗像市コミュニティ・センター 岬会館
設置目的	地域住民の教養の向上及び健康の増進を図るとともにコミュニティづくりをすすめること
指定管理者	岬地区コミュニティ運営協議会

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	11	1	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	9	10	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	0	1	0
・一般的な注意事項について	1	1	0
合計	26	13	0

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
利用	利用者数	人	5,700	6,944	1,244	121.8%	A
	小計		5,700	6,944	(平均率)	121.8%	A
収入	施設使用料	千円	410	442	32	107.8%	B
	雑収入	千円	470	336	-134	71.5%	C
	小計		880	778	(平均率)	89.6%	C
その他	施設利用促進 イベント 参加人数	千円	400	430	30	107.5%	B
	小計		400	430	(平均率)	107.5%	B
平均						102.2%	B

総評(施設所管課:コミュニティ協働推進課)

指定管理者による施設の維持管理及び運営は概ね適切に実施されており、法令遵守や個人情報保護についても適正な対応がなされている。定性評価において改善が必要な項目はなく、安定した施設運営が行われている。

また、モルック大会やUdeスポーツをはじめとする利用促進事業を実施し、利用促進イベントの参加人数については目標を上回る実績を達成している。これらの取組は、地域住民の交流機会の創出及びコミュニティ・センターの更なる利用促進に寄与している。

利用者数についても目標を上回る実績となっている一方で、一部収入項目については目標値を下回っていることから、引き続き施設利用の促進と併せて収入確保に向けた取組を望む。

定性的評価

運営方針

- ・施設の設置目的に則した管理運営を行うため最大限努力している
- ・施設ごとの運営方針を理解し、その方針に沿った運営を行っている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営をしていない
- ・利用者が快適に施設を利用することができるよう適正に管理運営を行っている
- ・関係法令及び条例などの規定を遵守している
- ・業務に関連して取得した個人情報の保護を徹底している
- ・施設設備及び備品の保守、修繕を適切に行っている
- ・利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者サービスの向上に努めている
- ・近隣の住民、関係機関、団体等との良好な関係を維持している
- ・市と密接に連絡をとりながら、管理運営を行っている
- ・効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・市民ニーズを把握して利用者の満足度を高めるよう努めている

小計

✓		
✓		
✓		
	✓	
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
11	1	0

法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、本仕様書に定めるもののほか、仕様書に定める法令等を遵守し、適正な管理に努めている

小計

✓		
1	0	0

開館日、開館時間等

- ・仕様書に記載している、開館日、開館時間等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けた上で、開館日、開館時間等を変更している

小計

✓		
1	0	0

指定管理者の業務内容及び管理基準

基本的事項

- ・管理運営等に係る人員数及び条件を満たしている
- ・管理運営に必要な物品、材料等に関しては、できる限り地域事業所等からの購入に努めている
- ・職員は、可能な限り地域住民の雇用に努めている
- ・自主事業の実施について、事前に市と協議の上、承諾を得ている

	✓	
	✓	
✓		
	✓	

施設の利用に関すること

- ・開館、閉館時には、施設の巡回点検及び駐車車両等の巡回確認を行っている
- ・施設に異常が認められた場合は、直ちに復旧措置等を行うとともに、市へ報告している
- ・利用者からの問合せ等に関して随時対応している
- ・コミュニティ・センター条例の規定に基づき、利用者に対して、施設利用の許可、取消し、変更、中止等を実施している

✓		
	✓	
	✓	
	✓	

施設の利用料金の徴収に関すること

- ・施設の利用料金の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めている
- ・コミュニティ・センター条例及び施行規則の規定に基づき、公益上その他特に必要があると認められる場合は利用料金の減免を行っている

✓		
✓		

施設等の維持管理に関すること

- ・建物、電気設備、機械設備及び衛生設備の運転、点検を行っている
- ・施設及び敷地内の清掃を行っている
- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行っている

✓		
	✓	
✓		

改善が  
必要  
おむね  
できて  
いる

定性的評価

・施設内の備品、消耗品等の管理及び補充を行っている

✓		
✓		

・仕様書の定めのとおり施設等の修繕を実施している

イベントの実施に関すること

・施設において年1回は、施設利用団体等の活動発表の機会を設けた企画を実施している

	✓	
✓		

・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している

その他

・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し職員に指導を行っている

	✓	
	✓	

・業務の第三者への委託を行う際には事前に市に届け出ている

小計

9	10	0
---	----	---

目的外使用スペースの取扱い

・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

✓		
1	0	0

小計

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している

✓		
✓		

・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

小計

2	0	0
---	---	---

市民参画及び利用者意見の反映

・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

	✓	
0	1	0

小計

一般的な注意事項

・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている

	✓	
✓		

・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

小計

1	1	0
---	---	---

合計

26	13	0
----	----	---

施設名	宗像市コミュニティ・センター 大島会館
設置目的	地域住民の教養の向上及び健康の増進を図るとともにコミュニティづくりをすすめること
指定管理者	大島地区コミュニティ運営協議会

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	12	0	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	9	10	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	0	1	0
・一般的な注意事項について	2	0	0
合計	28	11	0

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
利用	利用者数	人	220	292	72	132.7%	A
	小計		220	292	(平均率)	132.7%	A
収入	施設使用料	千円	100	60	-40	60.0%	C
	雑収入	千円	180	136	-44	75.6%	C
	小計		280	196	(平均率)	67.8%	C
その他	施設利用促進 イベント 参加人数	千円	450	562	112	124.9%	A
	小計		450	562	(平均率)	124.9%	A
平均						98.3%	C

総評(施設所管課:コミュニティ協働推進課)

指定管理者の業務内容及び管理基準において、施設の巡回確認や防犯対策に関する職員への指導など、一部「おおむねできて」と評価された項目が見受けられるものの、全体として適切な管理運営が行われている。今後も更なる管理運営水準の向上に向けた取組が進められることを望む。

また、キッズダンスや寺子屋など、地域住民がコミュニティ・センターを利用するきっかけづくりとなる取組を実施し、利用促進イベントの参加人数については目標を上回る実績を達成している。これらの取組は、地域住民の交流機会の創出及びコミュニティ・センターの更なる利用促進に寄与している。

利用者数についても目標を上回る実績となっている一方で、収入面においては目標値を下回る項目が見られることから、引き続き施設利用の促進と併せて収入確保に向けた取組が継続されることを望む。

定性的評価

運営方針

- ・施設の設置目的に則した管理運営を行うため最大限努力している
- ・施設ごとの運営方針を理解し、その方針に沿った運営を行っている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営をしていない
- ・利用者が快適に施設を利用することができるよう適正に管理運営を行っている
- ・関係法令及び条例などの規定を遵守している
- ・業務に関連して取得した個人情報の保護を徹底している
- ・施設設備及び備品の保守、修繕を適切に行っている
- ・利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者サービスの向上に努めている
- ・近隣の住民、関係機関、団体等との良好な関係を維持している
- ・市と密接に連絡をとりながら、管理運営を行っている
- ・効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・市民ニーズを把握して利用者の満足度を高めるよう努めている

小計

✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
12	0	0

法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、本仕様書に定めるもののほか、仕様書に定める法令等を遵守し、適正な管理に努めている

小計

✓		
1	0	0

開館日、開館時間等

- ・仕様書に記載している、開館日、開館時間等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けた上で、開館日、開館時間等を変更している

小計

✓		
1	0	0

指定管理者の業務内容及び管理基準

基本的事項

- ・管理運営等に係る人員数及び条件を満たしている
- ・管理運営に必要な物品、材料等に関しては、できる限り地域事業所等からの購入に努めている
- ・職員は、可能な限り地域住民の雇用に努めている
- ・自主事業の実施について、事前に市と協議の上、承諾を得ている

	✓	
	✓	
✓		
	✓	

施設の利用に関すること

- ・開館、閉館時には、施設の巡回点検及び駐車車両等の巡回確認を行っている
- ・施設に異常が認められた場合は、直ちに復旧措置等を行うとともに、市へ報告している
- ・利用者からの問合せ等に関して随時対応している
- ・コミュニティ・センター条例の規定に基づき、利用者に対して、施設利用の許可、取消し、変更、中止等を実施している

	✓	
	✓	
✓		
✓		

施設の利用料金の徴収に関すること

- ・施設の利用料金の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めている
- ・コミュニティ・センター条例及び施行規則の規定に基づき、公益上その他特に必要があると認められる場合は利用料金の減免を行っている

✓		
✓		

施設等の維持管理に関すること

- ・建物、電気設備、機械設備及び衛生設備の運転、点検を行っている
- ・施設及び敷地内の清掃を行っている
- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行っている

✓		
	✓	
✓		

改善が必要  
おむねできて  
いる  
できて  
いる

定性的評価

・施設内の備品、消耗品等の管理及び補充を行っている

✓		
✓		

・仕様書の定めのとおり施設等の修繕を実施している

イベントの実施に関すること

・施設において年1回は、施設利用団体等の活動発表の機会を設けた企画を実施している

	✓	
	✓	

・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している

その他

・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し職員に指導を行っている

	✓	
	✓	

・業務の第三者への委託を行う際には事前に市に届け出ている

小計

9	10	0
---	----	---

目的外使用スペースの取扱い

・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

✓		
1	0	0

小計

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している

✓		
✓		

・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

小計

2	0	0
---	---	---

市民参画及び利用者意見の反映

・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

	✓	
0	1	0

小計

一般的な注意事項

・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている

✓		
✓		

・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

小計

2	0	0
---	---	---

合計

28	11	0
----	----	---

施設名	宗像ユリックス総合公園及び宗像総合市民センター
設置目的	多目的な公共施設として、様々な賑わいを創出し、地域住民の福祉の向上を図る
指定管理者	公益財団法人 宗像ユリックス

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	9	3	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	16	2	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	1	0	0
・一般的な注意事項について	2	0	0
合計	33	5	0

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
利用	来館者数	人	900,000	1,015,766	115,766	112.9%	B
	文化事業入場者数	人	70,300	87,072	16,772	123.9%	A
	文化講座受講者数	人	10,500	10,017	-483	95.4%	C
	小計				(平均率)	110.7%	B
収入	利用料収入	千円	162,279	140,650	-21,629	86.7%	C
	受講料収入	千円	38,880	35,583	-3,297	91.5%	C
					0		
	小計				(平均率)	89.1%	C
経費	公益目的事業	千円	601,623	600,296	-1,327	100.2%	B
	収益目的事業	千円	53,835	48,429	-5,406	111.2%	B
	小計				(平均率)	105.7%	B
収支	損益処分	千円	0	-5,994	-5,994		
	小計	千円			(平均率)		
平均					103.1%	B	

総評(施設所管課:文化スポーツ課)

施設は適切に管理されており、担当課とのコミュニケーションもしっかりと取れている。  
開館38年目にして初めて利用者が100万人を超え、民間施設(子ども遊び場)の誘致やコロナ禍以降取り組んできた屋外を活用した賑わいづくりが身を結んでいる。  
物価、人件費等の高騰で経費削減が困難な中、効率的な施設管理、事業の収支改善等によりしっかりと取り組み着実に成果が出ている。  
大雨災害による施設閉鎖等の影響で、収支が赤字となってしまったがこれまでの取り組みを更に進めることで経営改善は進むものであると期待できる。

施設名	宗像ユリックス総合公園及び宗像総合市民センター
指定管理者	公益財団法人 宗像ユリックス

改善が必要  
おおむねできて  
いる

定性的評価

運営方針

- ・施設の設置目的に則した管理運営を行うため最大限努力している
- ・施設ごとの運営方針を理解し、その方針に沿った運営を行っている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営をしていない
- ・利用者が快適に施設を利用することができるよう適正に管理運営を行っている
- ・関係法令及び条例などの規定を遵守している
- ・業務に関連して取得した個人情報の保護を徹底している
- ・施設設備及び備品の保守、修繕を適切に行っている
- ・利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者サービスの向上に努めている
- ・近隣の住民、関係機関、団体等との良好な関係を維持している
- ・市と密接に連絡をとりながら、管理運営を行っている
- ・効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・市民ニーズを把握して利用者の満足度を高めるよう努めている

小計

✓		
✓		
✓		
	✓	
✓		
✓		
✓		
	✓	
✓		
✓		
✓		
	✓	
9	3	0

法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、本仕様書に定めるもののほか、仕様書に定める法令等を遵守し、適正な管理に努めている

小計

✓		
1	0	0

開館日、開館時間等

- ・仕様書に記載している、開館日、開館時間等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けた上で、開館日、開館時間等を変更している

小計

✓		
1	0	0

指定管理者の業務内容及び管理基準

基本的事項

- ・管理運営に係る人員数及び条件を満たしている
- ・管理運営に必要な物品、材料等に関しては、できる限り地域事業所等からの購入に努めている
- ・職員は、可能な限り地域住民の雇用に努めている
- ・自主事業の実施について、事前に市と協議の上、承諾を得ている

✓		
✓		
	✓	
✓		

施設の利用に関すること

- ・開館、閉館時には、施設の巡回点検及び駐車車両等の巡回確認を行っている
- ・施設に異常が認められた場合は、直ちに復旧措置等を行うとともに、市へ報告している
- ・利用者からの問合せ等に関して随時対応している
- ・宗像ユリックス総合公園条例及び宗像総合市民センター条例の規定に基づき、利用者に対して、施設利用の許可、取消し、変更、中止等を実施している

✓		
✓		
✓		
✓		

施設の利用料金の徴収に関すること

- ・施設の利用料金の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めている

✓		
---	--	--

施設等の維持管理に関すること

- ・建物、電気設備、機械設備及び衛生設備の運転、点検を行っている
- ・施設及び敷地内の清掃を行っている
- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行っている

✓		
✓		
✓		

施設名	宗像ユリックス総合公園及び宗像総合市民センター
指定管理者	公益財団法人 宗像ユリックス

改善が必要  
おおもね  
できている

定性的評価

- ・施設内の備品、消耗品等の管理及び補充を行っている
- ・仕様書の定めのとおり施設等の修繕を実施している

✓		
✓		

イベントの実施に関すること

- ・施設において市民が参加する事業(芸術祭、吹奏楽祭、文化祭、子ども芸術祭等)を実施している
- ・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している

✓		
	✓	

その他

- ・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し職員に指導を行っている
- ・業務の第三者への委託行う際には事前に市に届け出ている

✓		
✓		

小計

16	2	0
----	---	---

目的外使用スペースの取扱い

- ・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

✓		
---	--	--

小計

1	0	0
---	---	---

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

- ・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している
- ・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

✓		
✓		

小計

2	0	0
---	---	---

市民参画及び利用者意見の反映

- ・年10回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

✓		
---	--	--

小計

1	0	0
---	---	---

一般的な注意事項

- ・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている
- ・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

✓		
✓		

小計

2	0	0
---	---	---

合計

33	5	0
----	---	---

施設名	宗像市体育施設 (市民体育館、玄海B&G海洋センター、宗像市勤労者体育センター、宗像市弓道場、宗像市運動広場)
設置目的	スポーツの推進及び健康の増進を図り、もって地域の連帯意識の高揚及び生活文化の向上に資すること。
指定管理者	一般社団法人宗像市スポーツ協会

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	5	3	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	17	0	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	0	1	0
・一般的な注意事項について	2	0	0
合計	29	4	0

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
利用	来館者数	人	194,500	197,751	3,251	101.7%	B
	小計				(平均率)	101.7%	B
収入	施設使用料	千円	13,630	14,125	495	103.6%	B
	指定管理料	千円	47,867	47,867	0	100.0%	B
	その他	千円	611	987	376	161.5%	A
	小計		62,108	62,979	871	121.7%	A
経費	管理費	千円	17,790	17,743	-547	100.3%	B
	運営費	千円	7,235	6,688	2,734	108.2%	B
	人件費	千円	27,450	30,184	-4,054	90.9%	C
	その他	千円	9,633	5,579		172.7%	A
	小計		62,108	60,194	(平均率)	118.0%	B
収支	損益処分	千円	0	2,785	2,785	—	
	小計	千円	0	2,785	(平均率)	—	
平均						117.4%	B

総評(施設所管課:文化スポーツ課)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の各体育施設の適切な管理、運営のため、年間を通して細かな箇所まで清掃を実施していただいた。</li> <li>・日頃から体育施設を利用する様々な利用者と円滑なコミュニケーションを図ることで、マナー違反等の未然防止や施設、整備の小さな異常の早期発見に寄与していただいた。</li> <li>・物価の高騰や人件費の上昇など、常に変わりゆく社会情勢に対しても、施設管理費及び施設運営費などの見直しを図ることにより、経費を可能な限り削減し、適切な運営を実施していただいた。</li> <li>・今後の改善点としては、更なるサービスの向上を目的に、利用している市民から確かなニーズを吸い上げるための仕組みを構築することが必要である。</li> </ul>
--

施設名	宗像市体育施設 (市民体育館、玄海B&G海洋センター、宗像市勤労者体育センター、宗像市弓道場、宗像市運動広場)
指定管理者	一般社団法人宗像市スポーツ協会

改善が必要  
おむねできて  
きている

定性的評価

運営方針

- ・窓口及び事務室は常に利用者を開かれたものとし、指定管理者の創意工夫による利用者に対するサービスの提供や適切な施設管理を行っている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、原則として特定の団体又は個人等に有利あるいは不利になる運営をしていない(ただし、市等による先行利用予約についてはこの限りではない)
- ・利用者が快適に施設を利用することができるよう適正に管理運営を行っている
- ・利用者の意見や要望を反映させる等、利用者サービスの向上に努めている
- ・近隣の住民、関係機関、団体等との良好な関係を維持している
- ・市等と密接に連絡、連携及び協力しながら管理運営を行っている
- ・効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・市民ニーズを把握して利用者の満足度を高めるよう努めている

	✓		
✓			
✓			
	✓		
✓			
✓			
✓			
	✓		
小計	5	3	0

法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、本仕様書に定めるもののほか、次に掲げる法令等を遵守し、適正な管理に努めている

小計

✓			
1	0	0	

開館日、開館時間等

- ・仕様書に記載している、施設の開館日、開館時間等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ宗像市教育委員会の承認を受けた上で、開館日、開館時間等を変更している

小計

✓			
1	0	0	

指定管理者の業務内容及び管理基準

基本的事項

- ・管理運営等に係る人員数及び条件を満たしている
- ・管理運営に必要な物品、材料等に関しては、できる限り地域事業所等からの購入に努めている
- ・職員は、可能な限り地域住民の雇用に努めている
- ・スポーツ推進事業の実施について、市民の健康増進及び日頃の市民スポーツ活動の成果発表の場となる各種スポーツ大会、スポーツ人口の底辺拡大のためのスポーツ教室、スポーツ団体の育成、指導者の技術力向上を図るための講習会等及びその他、少子高齢化対策等、新たなスポーツ事業の開催に努めている

✓			
✓			
✓			
✓			

施設の利用に関すること

- ・開館、閉館時には、施設の巡回点検及び駐車車両等の巡回確認を行っている
- ・利用者からの問合せ等に関して随時対応している
- ・宗像市体育施設条例第10条第1項の規定に基づき、利用者に対して、施設利用の許可、取消し、変更、中止等を実施している

✓			
✓			
✓			

施設の利用料金の徴収に関すること

- ・施設の利用料金の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めている
- ・宗像市体育施設条例第15条及び宗像市体育施設条例施行規則第9条の規定に基づき、特に必要があると認められる場合は利用料金の減免を行っている

✓			
✓			

施設等の維持管理に関すること

- ・建物、電気設備、機械設備及び衛生設備の運転、点検を行っている
- ・施設及び敷地内の清掃を行っている
- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行っている
- ・施設内の備品、消耗品等の管理及び補充を行っている
- ・仕様書の定めのとおり施設等の修繕を実施している

✓			
✓			
✓			
✓			
✓			

施設の管理運営に付随する業務

- ・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している

✓			
---	--	--	--

その他

- ・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し職員に指導を行っている
- ・業務の第三者への委託を行う際には事前に市に届け出ている

小計

✓			
✓			
小計	17	0	0

施設名	宗像市体育施設 (市民体育館、玄海B&G海洋センター、宗像市勤労者体育センター、宗像市弓道場、宗像市運動広場)
指定管理者	一般社団法人宗像市スポーツ協会

改善が必要  
お  
お  
む  
ね  
で  
き  
て  
い  
る  
で  
き  
て  
い  
る

定性的評価

目的外使用スペースの取扱い

- ・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

	✓		
小計	1	0	0

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

- ・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している
- ・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

	✓		
	✓		
小計	2	0	0

市民参画及び利用者意見の反映

- ・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

		✓	
小計	0	1	0

一般的な注意事項

- ・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている
- ・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

	✓		
	✓		
小計	2	0	0

合計

	29	4	0
--	----	---	---

施設名	ふれあいの森総合公園
設置目的	「自然・スポーツ・ふれあい」をテーマに自然を最大限残しながら、森林浴、散策が楽しめる市民の憩いとやすらぎの場を提供し、市民が様々な野外活動を通してリフレッシュし、スポーツを通じた人と人の交流を通じて人間性の回復と向上に寄与すること
指定管理者	宗像緑地建設株式会社

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	10	2	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	18	1	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	1	0	0
・一般的な注意事項について	2	0	0
合計	36	3	0

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
利用	利用者数(有料+無料)	人	76,800	89,161	12,361	116.1%	B
	有料部分利用者数	人	25,700	46,636	20,936	181.5%	A
	小計				(平均率)	148.8%	A
収入	施設使用料	千円	450	327	-123	72.7%	C
	指定管理料	千円	16,750	16,750	0	100.0%	B
	その他	千円	1,550	1,147	-403	74.0%	C
	小計		18,750	18,224	(平均率)	82.2%	C
経費	管理費	千円	7,690	7,664	-26	100.3%	B
	運営費	千円	3,380	3,693	313	91.5%	C
	人件費	千円	6,930	7,084	154	97.8%	C
	その他	千円	750	700	-50	107.1%	B
	小計		18,750	19,141	(平均率)	99.2%	C
収支	損益処分	千円	0	-917	-917		
	小計	千円			(平均率)		
平均						104.6%	B

総評(施設所管課:文化スポーツ課)

・業務のマルチ化や集約、他の公園との連携などにより効率的な管理運営ができています。特に、公園内の除草については、仕様書で定める回数以上の実施があり、利用者満足度に寄与できています。物価高騰や人件費の上昇への対応としては、予定していた自主事業のイベント内容の見直し等の工夫により、経費削減しながらの施設管理ができていた。

・今年度の新たな取組みとしては、ライン石灰の有料化を実施し、維持管理費の適正化を図った。また、防犯対策の強化として、男女トイレの間に仕切りを設置したり、防犯カメラを増設したりするなど、利用者の安全確保を第一に考えた対応ができていた。

・今後の課題としては、グラウンド部分の劣化に伴う維持管理対応や近年の気温上昇に対する熱中症対策の強化が必要であると考える。

施設名 ふれあいの森総合公園

指定管理者 宗像緑地建設株式会社

改善が必要  
できていない  
おおむねできて  
いる

定性的評価

運営方針

- ・施設の設置目的に則した管理運営を行うため最大限努力している
- ・施設ごとの運営方針を理解し、その方針に沿った運営を行っている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営をしていない
- ・利用者が快適に施設を利用することができるよう適正に管理運営を行っている
- ・関係法令及び条例などの規定を遵守している
- ・業務に関連して取得した個人情報の保護を徹底している
- ・施設設備及び備品の保守、修繕を適切に行っている
- ・利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者サービスの向上に努めている
- ・近隣の住民、関係機関、団体等との良好な関係を維持している
- ・市と密接に連絡をとりながら、管理運営を行っている
- ・効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・市民ニーズを把握して利用者の満足度を高めるよう努めている

✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
	✓	
	✓	
✓		
✓		
✓		
✓		
10	2	0

小計

法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、本仕様書に定めるもののほか、仕様書に定める法令等を遵守し、適正な管理に努めている

✓		
1	0	0

小計

開館日、開館時間等

- ・仕様書に記載している、開館日、開館時間等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けた上で、開館日、開館時間等を変更している

✓		
1	0	0

小計

指定管理者の業務内容及び管理基準

基本的事項

- ・管理運営等に係る人員数、条件及び勤務形態を満たしている
- ・管理運営に必要な物品、材料等に関しては、できる限り地域事業所等からの購入に努めている
- ・職員は、可能な限り地域住民の雇用に努めている
- ・自主事業の実施について、事前に市と協議の上、承諾を得ている

✓		
✓		
	✓	
✓		

施設の利用に関すること

- ・開館、閉館時には、施設の巡回点検及び駐車車両等の巡回確認を行っている
- ・施設に異常が認められた場合は、直ちに復旧措置等を行うとともに、市へ報告している
- ・利用者からの問合せ等に関して随時対応している
- ・公園条例第8条の3の規定に基づき、利用者に対して、施設利用の許可、取消し、変更、中止等を実施している

✓		
✓		
✓		
✓		

施設の利用料金の徴収に関すること

- ・施設の利用料金の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めている
- ・公園条例第21条及び施行規則第13条の規定に基づき、必要があると認められる場合は利用料金の減免を行っている

✓		
✓		

施設等の維持管理に関すること

- ・建物、電気設備、機械設備及び衛生設備の運転、点検を行っている
- ・施設及び敷地内の清掃を行っている

✓		
✓		

施設名 ふれあいの森総合公園

指定管理者 宗像緑地建設株式会社

改善が必要  
おおむねできて  
いる

定性的評価

- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行っている
- ・施設内の備品、消耗品等の管理及び補充を行っている
- ・仕様書の定めのとおり施設等の修繕を実施している

✓		
✓		
✓		

イベントの実施に関する事

- ・施設において年6回以上、施設の設置目的である「自然・スポーツ・ふれあい」をテーマに、イベントを企画、実施している
- ・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している

✓		
✓		

その他

- ・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し職員に指導を行っている
- ・業務の第三者への委託行う際には事前に市に届け出ている
- ・職員の資質を向上するため、自主研修の実施、外部研修会への参加を積極的に実施している

✓		
✓		
18	1	0

小計

目的外使用スペースの取扱い

- ・公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

✓		
1	0	0

小計

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

- ・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している
- ・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

✓		
✓		
2	0	0

小計

市民参画及び利用者意見の反映

- ・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

✓		
1	0	0

小計

一般的な注意事項

- ・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている
- ・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

✓		
✓		
2	0	0

小計

合計	36	3	0
----	----	---	---

施設名	宗像市大島福祉センター
設置目的	市民の保健福祉の向上を図ることを目的として設置する
指定管理者	社会福祉法人宗像市社会福祉協議会

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	12	0	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準	3	0	0
・目的外使用スペースの取扱い	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	1	0	0
・一般的な注意事項について	2	0	0
合計	23	0	0

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
利用	施設利用者数	人	4050	3323	-727	82.0%	C
	通所サービス事業利用者数	人	1728	1425	-303	82.5%	C
	小計				(平均率)	82.3%	C
収入	施設利用料	千円	9	10	1	111.1%	B
	施設管理委託料	千円	8426	8426	0	100.0%	B
	通所サービス事業委託料	千円	7757	9718	1,961	125.3%	A
	通所サービス事業利用料	千円	1332	1331	-1	99.9%	C
	その他	千円	987	1420	433	143.9%	A
小計				(平均率)	116.0%	B	
経費	人件費	千円	14162	16006	1,844	88.5%	C
	施設管理費(維持管理・総務費)	千円	1100	1544	444	71.2%	C
	運営費(事業費)	千円	2861	2654	-207	107.8%	B
	小計				(平均率)	89.2%	C
収支	損益処分	千円	388	701	313	180.7%	A
小計	千円			(平均率)	180.7%	A	
平均						108.4%	B

総評(施設所管課:高齢者支援課)

宗像市社会福祉協議会が指定管理を受けて運営する大島福祉センターは、大島地区における社会福祉および地域福祉の拠点として着実に機能している。健康づくり、生きがいづくり、交流の場を提供するとともに、アウトリーチや公共機関・福祉関係者との連携により、大島地区の高齢者の状況を正確に把握している点は評価できる。地方自治法や介護保険法等の関係法令を遵守し、業務仕様書に定められた管理業務基準に基づいて適正に運営・業務管理が行われていることも確認された。

日常の事業運営では、楽しく参加できる健康づくりや交流事業を実施し、利用者への丁寧な対応に努めることで、利用者にとっての生きがい(楽しみ)の一つとなっている。利用者ヒアリングや日常生活に関する相談支援を通じてニーズ把握を行うだけでなく、高齢者福祉サービスが必要な住民一人ひとりに適した支援方法を把握・実施している点は特に重要である。コミュニティ運営協議会や民生委員・児童委員等の地域関係者との連携により、地域福祉の推進にも積極的に取り組んでいる。

離島という特性上、専門職の確保が困難な状況にもかかわらず、仕様書に基づく職員配置と勤務体制を確保しており、体制強化のための研修会実施や定期的な健康診断の実施など、福祉推進の基盤づくりにも貢献している。施設管理面では日常的な巡視によって破損箇所を早期発見し事故防止に努め、職員による清掃や徹底した感染症対策で衛生的な環境を維持している。個人情報の管理についても、鍵付きロッカー等を用いて適正に管理されていることが確認された。

総評として、大島福祉センターは地域の実情を踏まえたきめ細かい支援と適正な施設運営を両立させており、大島地区の社会福祉・地域福祉の中核的役割を果たしていると判断される。今後も継続的な人材確保・体制維持、地域連携の強化および資源の安定的確保を図ることで、さらに持続可能で効果的な福祉サービス提供が期待される。

施設名	宗像市大島福祉センター
指定管理者	社会福祉法人宗像市社会福祉協議会

改善が必要  
おおむねできて  
いる

定性的評価

運営方針

- ・施設の設置目的に則した管理運営を行うため最大限努力している
- ・施設の運営方針を理解し、その方針に沿った運営を行っている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営をしていない
- ・利用者が快適に施設を利用することができるよう適正に管理運営を行っている
- ・関係法令及び条例などの規定を遵守している
- ・業務に関連して取得した個人情報の保護を徹底している
- ・施設設備及び備品の保守、修繕を適切に行っている
- ・利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者サービスの向上に努めている
- ・近隣の住民、関係機関、団体等との良好な関係を維持している
- ・市と密接に連絡をとりながら、管理運営を行っている
- ・効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・市民ニーズを把握して利用者の満足度を高めるよう努めている

小計

✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
12	0	0

法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、本仕様書に定めるもののほか、仕様書に定める法令等を遵守し、適正な管理に努めている

小計

✓		
1	0	0

開館日、開館時間等

- ・仕様書に記載している、開館日、開館時間等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けた上で、開館日、開館時間等を変更している

小計

✓		
1	0	0

指定管理者の業務内容及び管理基準

指定管理者が行う業務(仕様書参照)

- ・仕様書に記載している、管理運営業務の基準に則って業務を行っている。
- ・施設の管理及び利用に関する業務を適切に行っている。
- ・大島地区通所サービス事業に関する業務を適切に行っている。

小計

✓		
✓		
✓		
3	0	0

目的外使用スペースの取扱い

- ・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

小計

✓		
1	0	0

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

- ・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している
- ・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

小計

✓		
✓		
2	0	0

市民参画及び利用者意見の反映

- ・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

小計

✓		
1	0	0

一般的な注意事項

施設名	宗像市大島福祉センター
指定管理者	社会福祉法人宗像市社会福祉協議会

おおむね  
 できて  
 いる  
 改善が  
 必要  
 ではない

定性的評価

- ・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている
- ・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

	✓		
	✓		
小計	2	0	0

合計	23	0	0
----	----	---	---

施設名	宗像市立大島へき地保育所
設置目的	大島地区における保育を要する幼児を保育すること
指定管理者	社会福祉法人 紅葉会

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	11	1	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	12	0	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	1	0	0
・一般的な注意事項について	2	0	0
合計	31	1	0

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
利用	待機児童数	人	0	0	100.0%	B	
	小計			(平均率)	100.0%	B	
経費	運営費	千円	24,565	24,565	0	100.0%	B
	小計			(平均率)	100.0%	B	
平均					100.0%	B	

総評(施設所管課:子ども育成課)

指定管理者である社会福祉法人紅葉会により、関係法令を遵守した適切かつ円滑な管理運営が実施された。日常保育では、少人数保育の良い面を活かし、子ども一人ひとりが安心して過ごせる環境づくりに考慮しながら、丁寧なケアができています。また、異年齢保育や地域の異世代間交流など離島の地域環境を活かし、保育内容の充実が図られている。さらに、離島であるため保育士の人材確保が困難な状況にも関わらず、法人内で柔軟な労働環境を整備することで、仕様書に基づく職員配置と勤務体制を確保し、安心安全な保育を実現している。

施設名	宗像市立大島へき地保育所
指定管理者	社会福祉法人紅葉会

改善が必要  
できていない

定性的評価

運営方針

- ・施設の設置目的に則した管理運営を行うため最大限努力している
- ・施設の運営方針を理解し、その方針に沿った運営を行っている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営をしていない
- ・利用者が快適に施設を利用することができるよう適正に管理運営を行っている
- ・関係法令及び条例などの規定を遵守している
- ・業務に関連して取得した個人情報の保護を徹底している
- ・施設設備及び備品の保守、修繕を適切に行っている
- ・利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者サービスの向上に努めている
- ・近隣の住民、関係機関、団体等との良好な関係を維持している
- ・市と密接に連絡をとりながら、管理運営を行っている
- ・効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・市民ニーズを把握して利用者の満足度を高めるよう努めている

小計

✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
	✓	
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
11	1	0

法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、本仕様書に定めるもののほか、仕様書に定める法令等を遵守し、適正な管理に努めている

小計

✓		
1	0	0

開館日、開館時間等

- ・保育時間、休所日等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けた上で保育時間、休所日等変更している

小計

✓		
1	0	0

指定管理者の業務内容及び管理基準

基本的事項

- ・管理運営等に係る人員数及び条件を満たしている
- ・自主事業の実施について、事前に市と協議の上、承諾を得ている

保育に関する事

- ・児童福祉法第24条第1項に規定する保育の実施及び、児童福祉法第48条の4に規定する情報提供、保育相談、その他保育に必要な業務を行っている

施設の利用料金の徴収に関する事

- ・施設の利用料金(おやつ代等)の徴収を行う時は、適正な出納管理に努めている

施設等の維持管理に関する事

- ・建物、電気設備、機械設備及び衛生設備の運転、点検を行っている
- ・施設及び敷地内の清掃を行っている
- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行っている
- ・施設内の備品、消耗品等の管理及び補充を行っている
- ・仕様書の定めのとおり施設等の修繕を実施している
- ・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している

その他

- ・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し職員に指導を行っている
- ・業務の第三者への委託を行う際には事前に市に届け出ている

小計

✓		
✓		
12	0	0

施設名	宗像市立大島へき地保育所
指定管理者	社会福祉法人紅葉会

改善が必要  
おむねできて  
いる

定性的評価

目的外使用スペースの取扱い

- ・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

小計

✓		
1	0	0

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

- ・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している
- ・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

小計

✓		
✓		
2	0	0

市民参画及び利用者意見の反映

- ・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

小計

✓		
1	0	0

一般的な注意事項

- ・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施錠の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている
- ・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

小計

✓		
✓		
2	0	0

合計

31	1	0
----	---	---

施設名	吉武小学校学童保育所
設置目的	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の規定に基づく放課後児童健全育成事業を行うため
指定管理者	吉武地区コミュニティ運営協議会

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	14	0	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	53	0	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	1	0	0
・要望及び苦情への対応	4	0	0
・一般的な注意事項について	2	0	0
合計	79	0	0

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
運営	放課後児童支援員認定資格保有者割合	%	66	75	9	113.6%	B
	研修の回数	回	18	36	18	200.0%	A
	保護者アンケート満足度	%	80	93	13	116.3%	B
	指導員の市内在住者割合	%	90	100	10	111.1%	B
小計				(平均率)	135.2%	A	
経費	年度末徴収率	%	100	100	0	100.0%	B
	処遇改善事業の補助基準額に対する賃金改善額の割合	%	100	125	25	125.0%	A
	小計			(平均率)	112.5%	B	
平均					127.7%	A	

総評(施設所管課:子ども育成課)

吉武地区コミュニティ運営協議会が実施する寺子屋事業との連携により、さらなる事業の充実を図っている点は高く評価できる。また、地域に根ざした事業運営により、地域全体で児童を見守る体制を構築している。独自研修の実施により職員の資質向上や保育の質の維持・向上に取り組んでいる。また、保護者との個別懇談会の実施により、児童一人ひとりの状況を丁寧に把握し、保護者との情報共有を密に行っており、きめ細やかな児童支援を行っている。

施設名	吉武小学校学童保育所
指定管理者	吉武地区コミュニティ運営協議会

改善が必要  
できていない  
おおむね  
できている

定性的評価

運営方針

- ・宗像市子ども基本条例に基づき、児童の最善の利益を考慮して、利用児童の健康と安全に十分留意し、育成支援に取り組んでいる。
- ・事業の社会的責任や公共性を自覚し運営を行っている
- ・児童虐待等の児童の心身に有害な影響を与える行為は禁止している
- ・国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いは禁止している
- ・保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築するとともに、事業への保護者の関わりを促進している
- ・市民ニーズを把握して管理運営に反映させるなど、利用者の満足度を高めるよう努めている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営はしていない
- ・学童保育所が小学校敷地内に設置されていることから、学校教育活動に支障をきたさないよう配慮し、施設の使用にあたっては小学校長と連絡を密にし、管理運営を行っている
- ・関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、守秘義務を遵守しプライバシーを保護している
- ・市と連携を図り、適切に管理運営している
- ・施設設備及び備品の維持管理を適切に行っている
- ・効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・近隣住民や事業所、地域社会との良好な関係づくりに努めている
- ・災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底している

小計

✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
14	0	0

法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、仕様書に定める法令等を遵守し、適正な管理に努めている

小計

✓		
1	0	0

開館日、開館時間等

- ・仕様書に記載している、開館日、開館時間等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けた上で、開館日、開館時間等を変更している

小計

✓		
1	0	0

指定管理者の業務内容及び管理基準

基本的事項

- ・運営管理責任者、指導員の人員数及び条件を満たしている
- ・加配指導員の配置について人員及び条件を満たしている
- ・加配指導員の配置は、支援の単位ではなく、学童保育所で配置している(合同保育を含む)
- ・一の支援の単位を構成する児童の数は、44人以下である
- ・地域貢献として、市内事業者からの物品等の購入や、地域住民の雇用に努めている

保育

- ・児童の状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な場合は適切に対応できている
- ・児童の自主性を尊重するとともに、日常生活に必要となる基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している
- ・発達段階に応じた遊びや生活ができるよう取り組んでいる
- ・玩具等は、児童の発達や年齢を考慮して提供を行い、修理や補充、廃棄を行っている
- ・身近な自然や地域社会と関わるよう取り組んでいる
- ・児童が自分の気持ちや意見を表現することができるように配慮し、それを受けとめる体制を整えることで、生活や行事等に主体的に関わることができるように努めている

施設名	吉武小学校学童保育所
指定管理者	吉武地区コミュニティ運営協議会

改善が必要  
できていない  
おむねできていない

定性的評価

- ・遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮している
- ・安全安心な環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにしている
- ・宿題の有無の確認や声掛けを行い、学習環境を整えている

✓		
✓		
✓		

指導員

- ・保護者、学校等と連携し、児童について情報共有している
- ・連絡帳等で児童の出欠状況を把握し、また、日誌等の作成を行い、日々の業務内容を記録している
- ・児童の来所時には、児童が安心できるように迎え入れ、心身の状態を把握している
- ・児童が病気やケガをした場合は、状況に応じて保護者に速やかに連絡している
- ・保育環境の整備や保護者対応を適切に行えるように指導員間で打合せを適宜行い、連携を図っている
- ・児童の状況について指導員間の引継ぎを円滑に行っている
- ・職場倫理を自覚させ、育成支援の内容が向上するよう努めている
- ・加配対象児童を受け入れる際には、児童の状況に応じ個別の支援を行うなど、十分に配慮した保育を行っている
- ・おやつの種類や内容はバランスを考慮し、適切に提供している
- ・食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と相談し、安全に配慮して提供している
- ・おやつ代收支報告を半期ごとに作成し、保護者及び市へ報告している

✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		

事業の実施

- ・他の学童保育所指定管理者と協働して児童又は指導員の交流の場若しくは指導員の研修の場を年に一度は設けるよう努めている
- ・仕様書に定めのない自主事業を実施する場合は、事前に市に届け出ている

✓		
✓		

施設の利用

- ・施設利用者からの問い合わせ等に関して随時対応している
- ・宗像市学童保育所条例第10条から第12条までの規定に基づき、児童及び保護者に対して、施設利用の許可、取消し、変更、中止等を実施している

✓		
✓		

施設の利用料金の徴収

- ・施設の利用料金の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めている
- ・宗像市学童保育所条例第16条及び宗像市学童保育所条例施行規則第9条に基づき、利用料金(延長保育の利用に係る料金を除く。)の減額を行っている

✓		
✓		

施設等の維持管理

- ・効果的、効率的な施設等の維持管理等を行っている。また、実施に当たっては、必要な官公署の許可等を受けている
- ・開所、閉所時には、施設・設備の巡回点検及び駐車車両等の巡回確認を行っている。また、開所中も同様に実施している
- ・施設、及び備品等に異常が認められた場合は、直ちに復旧措置等を行うとともに、市(包括管理事業者)へ報告している
- ・施設内及び周辺環境を良好な状態に保つため、適宜、清掃を実施している
- ・廃棄物の処理に関しては、関係法令等を遵守し、適正に実施している
- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行い、保守警備業務を適切に実施している
- ・施設内の消耗品等の管理及び補充を適宜行っている

✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		

施設の管理運営に付随する業務

- ・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している
- ・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し職員に指導を行っている
- ・自然災害等により、子供が平朝下校を待つ場合は、指定管理者は中からの連絡を受け、下校時に一旦帰宅し指導員の配置などの体制を整えている。また、日ごろから学校との連携を密に行い、指定管理者も学校から連絡を受けるよう、連携をとっている
- ・業務の第三者への委託を行う際には事前に市に届け出ている

✓		
✓		
✓		
✓		

職員研修

施設名	吉武小学校学童保育所
指定管理者	吉武地区コミュニティ運営協議会

改善が必要  
できていない  
おむねできて  
いる

定性的評価

- ・職員の資質を向上するため、自主研修の実施、外部研修会への参加を積極的に促している
- ・指導員の研修受講計画を策定し、管理している
- ・指導員は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めている

✓		
✓		
✓		

保護者への支援、連携

- ・日常的に入所児童の状況や保育に関する情報交換を行うなど、保護者と連携できている
- ・情報交換については、面会、電話等により直接的に行うよう努め、個々の相談等についても積極的に対応している
- ・おたよりを毎月1回以上発行し、保護者への情報提供に努めている
- ・年に1回以上、保護者参加の行事を実施し、保護者との親睦を深めるよう努めている

✓		
✓		
✓		
✓		

学校、地域との連携

- ・保育を円滑に実施するために、学校、民生委員児童委員等との連携を積極的に図っている
- ・地域学校協働活動が小学校で開催される場合は、積極的に連携を図っている
- ・学校や地域との連携にあたっては、個人情報の保護や秘密の保持に十分な配慮を行っている
- ・地域内の住民や施設との連携や交流を図っている

✓		
✓		
✓		
✓		

小計

53	0	0
----	---	---

目的外使用スペースの取扱い

- ・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

✓		
1	0	0

小計

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

- ・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している
- ・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

✓		
✓		
2	0	0

小計

市民参画及び利用者意見の反映

- ・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

✓		
1	0	0

小計

要望及び苦情への対応

- ・要望や苦情を受け付ける窓口を設置・周知し、解決に向けた手順の整理等、その仕組みについて子どもや保護者等に周知している
- ・苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者を設置し、解決に向けた手順の整理等、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知している
- ・要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に誠意を持って対応している
- ・要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有し、事業内容の向上に生かしている

✓		
✓		
✓		
✓		
4	0	0

小計

一般的な注意事項

- ・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている
- ・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

✓		
✓		
2	0	0

小計

合計

79	0	0
----	---	---

施設名	赤間小学校学童保育所
設置目的	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の規定に基づく放課後児童健全育成事業を行うため
指定管理者	赤間地区コミュニティ運営協議会

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	13	1	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	52	1	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	1	0	0
・要望及び苦情への対応	4	0	0
・一般的な注意事項について	2	0	0
合計	77	2	0

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
運営	放課後児童支援員認定資格保有者割合	%	66	79	13	119.7%	B
	研修の回数	回	18	18	0	100.0%	B
	保護者アンケート満足度	%	80	93	13	116.3%	B
	指導員の市内在住者割合	%	90	83	-7	92.2%	C
	小計				(平均率)	107.0%	B
経費	年度未徴収率	%	100	100	0	100.0%	B
	処遇改善事業の補助基準額に対する賃金改善額の割合	%	100	103	3	103.0%	B
	小計				(平均率)	101.5%	B
平均						105.2%	B

総評(施設所管課:子ども育成課)

児童の主体性を尊重した保育に重点を置いており、11月には子どもたちが主体的に考えて企画するイベントを実施するなど、アンケートにおいてもその点が高く評価されている。  
また、職員教育においては、研修への積極的な参加を促進することで職員の専門性向上を図り、サービスの質の維持・向上に努めている。  
緊急時対策、防災対策、防犯対策など、安全対策については基本的な体制は整っているため、今後は現場での実践的な活用や定期的な見直し等、マニュアルの実効性を高める取り組みが求められる。



施設名	赤間小学校学童保育所
指定管理者	赤間地区コミュニティ運営協議会

改善が必要  
おおむねできて  
きている

定性的評価

指導員

- ・保護者、学校等と連携し、児童について情報共有している
- ・連絡帳等で児童の欠席状況を把握し、また、日誌等の作成を行い、日々の業務内容を記録している
- ・児童の来所時には、児童が安心できるように迎え入れ、心身の状態を把握している
- ・児童が病気やケガをした場合は、状況に応じて保護者に速やかに連絡している
- ・保育環境の整備や保護者対応を適切に行えるように指導員間で打合せを適宜行い、連携を図っている
- ・児童の状況について指導員間の引継ぎを円滑に行っている
- ・職場倫理を自覚させ、育成支援の内容が向上するよう努めている
- ・加配対象児童を受け入れる際には、児童の状況に応じ個別の支援を行うなど、十分に配慮した保育を行っている
- ・おやつの種類や内容はバランスを考慮し、適切に提供している
- ・食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と相談し、安全に配慮して提供している
- ・おやつ代収支報告を半期ごとに作成し、保護者及び市へ報告している

✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		

事業の実施

- ・他の学童保育所指定管理者と協働して児童又は指導員の交流の場若しくは指導員の研修の場を年に一度は設けるよう努めている
- ・仕様書に定めのない自主事業を実施する場合は、事前に市に届け出ている

✓		
✓		

施設の利用

- ・施設利用者からの問い合わせ等に関して随時対応している
- ・宗像市学童保育所条例第10条から第12条までの規定に基づき、児童及び保護者に対して、施設利用の許可、取消し、変更、中止等を実施している

✓		
✓		

施設の利用料金の徴収

- ・施設の利用料金の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めている
- ・宗像市学童保育所条例第16条及び宗像市学童保育所条例施行規則第9条に基づき、利用料金(延長保育の利用に係る料金を除く。)の減額を行っている

✓		
✓		

施設等の維持管理

- ・効果的、効率的な施設等の維持管理等を行っている。また、実施に当たっては、必要な官公署の許可等を受けている
- ・開所、閉所時には、施設・設備の巡回点検及び駐車車両等の巡回確認を行っている。また、開所中も同様に実施している
- ・施設、及び備品等に異常が認められた場合は、直ちに復旧措置等を行うとともに、市(包括管理事業者)へ報告している
- ・施設内及び周辺環境を良好な状態に保つため、適宜、清掃を実施している
- ・廃棄物の処理に関しては、関係法令等を遵守し、適正に実施している
- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行い、保守警備業務を適切に実施している
- ・施設内の消耗品等の管理及び補充を適宜行っている

✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		

施設の管理運営に付随する業務

- ・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している
- ・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し職員に指導を行っている
- ・自然災害時等に備え、子供が手助けを受けられない場合は、担任職員は市からの連絡を受け、休校時に一旦帰宅し指導員の配置などの体制を整えている。また、日ごろから学校との連携を密に行い、指定管理者も学校から連絡を受けるよう、連携をとっている
- ・業務の第三者への委託を行う際には事前に市に届け出ている

✓		
	✓	
✓		
✓		

職員研修

- ・職員の資質を向上するため、自主研修の実施、外部研修会への参加を積極的に促している
- ・指導員の研修受講計画を策定し、管理している
- ・指導員は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めている

✓		
✓		
✓		

保護者への支援、連携

- ・日常的に入所児童の状況や保育に関する情報交換を行うなど、保護者と連携できている
- ・情報交換については、面会、電話等により直接的に行うよう努め、個々の相談等についても積極的に対応している

✓		
✓		

施設名	赤間小学校学童保育所
指定管理者	赤間地区コミュニティ運営協議会

改善が必要  
おむねできて  
きている

定性的評価

- ・おたよりを毎月1回以上発行し、保護者への情報提供に努めている
- ・年に1回以上、保護者参加の行事を実施し、保護者との親睦を深めるよう努めている

✓		
✓		

学校、地域との連携

- ・保育を円滑に実施するために、学校、民生委員児童委員等との連携を積極的に図っている
- ・地域学校協働活動が小学校で開催される場合は、積極的に連携を図っている
- ・学校や地域との連携にあたっては、個人情報の保護や秘密の保持に十分な配慮を行っている
- ・地域内の住民や施設との連携や交流を図っている

✓			
✓			
✓			
✓			
小計	52	1	0

目的外使用スペースの取扱い

- ・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

✓			
小計	1	0	0

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

- ・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している
- ・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

✓			
✓			
小計	2	0	0

市民参画及び利用者意見の反映

- ・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

✓			
小計	1	0	0

要望及び苦情への対応

- ・要望や苦情を受け付ける窓口を設置・周知し、解決に向けた手順の整理等、その仕組みについて子どもや保護者等に周知している
- ・苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者を設置し、解決に向けた手順の整理等、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知している
- ・要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に誠意を持って対応している
- ・要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有し、事業内容の向上に生かしている

✓			
✓			
✓			
✓			
小計	4	0	0

一般的な注意事項

- ・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている
- ・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

✓			
✓			
小計	2	0	0

合計	77	2	0
----	----	---	---

施設名	学童保育所
設置目的	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の規定に基づく放課後児童健全育成事業を行うため
指定管理者	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	13	1	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	52	3	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	1	0	0
・要望及び苦情への対応	4	0	0
・一般的な注意事項について	2	0	0
合計	77	4	0

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
運営	放課後児童支援員認定資格保有者割合	%	66	65	-1	98.5%	C
	研修の回数	回	18	18	0	100.0%	B
	保護者アンケート満足度	%	80	89	9	111.3%	B
	指導員の市内在住者割合	%	90	92	2	102.2%	B
	小計				(平均率)	103.0%	B
経費	年度未徴収率	%	100	99	-1	99.0%	C
	処遇改善事業の補助基準額に対する賃金改善額の割合	%	100	118	18	118.0%	B
	小計				(平均率)	108.5%	B
		平均				104.8%	B

総評(施設所管課:子ども育成課)

研修体制が整備されており、スケールメリットを十分に活用した効率的な学童保育運営を実現している点は高く評価できる。また、人員配置の工夫により指導員の欠員を防ぐ体制を構築し、児童の状況に応じた柔軟な配置を行うなど、安定した保育の提供を確保している。  
各種報告書類の提出においては、期限内に提出ができるよう、事務処理体制の見直しと改善が求められる。

施設名	宗像市学童保育所(公募施設)
指定管理者	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

改善が必要  
おむねできて  
きている

定性的評価

運営方針

- ・宗像市子ども基本条例に基づき、児童の最善の利益を考慮して、利用児童の健康と安全に十分留意し、育成支援に取り組んでいる。
- ・事業の社会的責任や公共性を自覚し運営を行っている
- ・児童虐待等の児童の心身に有害な影響を与える行為は禁止している
- ・国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いは禁止している
- ・保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築するとともに、事業への保護者の関わりを促進している
- ・市民ニーズを把握して管理運営に反映させるなど、利用者の満足度を高めるよう努めている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営はしていない
- ・学童保育所が小学校敷地内に設置されていることから、学校教育活動に支障をきたさないよう配慮し、施設の使用にあたっては小学校長と連絡を密にし、管理運営を行っている
- ・関係法令に基づき個人情報情報を適切に取り扱い、守秘義務を遵守しプライバシーを保護している
- ・市と連携を図り、適切に管理運営している
- ・施設設備及び備品の維持管理を適切に行っている
- ・効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・近隣住民や事業所、地域社会との良好な関係づくりに努めている
- ・災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底している

✓			
✓			
✓			
✓			
	✓		
✓			
✓			
✓			
✓			
✓			
✓			
✓			
✓			
✓			
✓			
小計	13	1	0

法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、仕様書に定める法令等を遵守し、適正な管理に努めている

✓			
小計	1	0	0

開館日、開館時間等

- ・仕様書に記載している、開館日、開館時間等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けた上で、開館日、開館時間等を変更している

✓			
小計	1	0	0

指定管理者の業務内容及び管理基準

基本的事項

- ・運営管理責任者、副責任者、事務員、指導員の人員数及び条件を満たしている
- ・加配指導員の配置について人員及び条件を満たしている
- ・加配指導員の配置は、支援の単位ではなく、学童保育所で配置している(合同保育を含む)
- ・一の支援の単位を構成する児童の数は、44人以下である
- ・地域貢献として、市内事業者からの物品等の購入や、地域住民の雇用に努めている

	✓	
✓		
✓		
✓		
✓		

保育

- ・児童の状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な場合は適切に対応できている
- ・児童の自主性を尊重するとともに、日常生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している
- ・発達段階に応じた遊びや生活ができるよう取り組んでいる
- ・玩具等は、児童の発達や年齢を考慮して提供を行い、修理や補充、廃棄を行っている
- ・身近な自然や地域社会と関われるよう取り組んでいる
- ・児童が自分の気持ちや意見を表現することができるように配慮し、それを受けとめる体制を整えることで、生活や行事等に主体的に関わることができるように努めている
- ・遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮している
- ・安全安心な環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにしている
- ・宿題の有無の確認や声掛けを行い、学習環境を整えている

✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		

施設名	宗像市学童保育所(公募施設)
指定管理者	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

改善が必要  
できていない  
おおむねできている

定性的評価

指導員

- ・保護者、学校等と連携し、児童について情報共有している
- ・連絡帳等で児童の出欠状況を把握し、また、日誌等の作成を行い、日々の業務内容を記録している
- ・児童の来所時には、児童が安心できるように迎え入れ、心身の状態を把握している
- ・児童が病気やケガをした場合は、状況に応じて保護者に速やかに連絡している
- ・保育環境の整備や保護者対応を適切に行えるように指導員間で打合せを適宜行い、連携を図っている
- ・児童の状況について指導員間の引継ぎを円滑に行っている
- ・職場倫理を自覚させ、育成支援の内容が向上するよう努めている
- ・加配対象児童を受け入れる際には、児童の状況に応じ個別の支援を行うなど、十分に配慮した保育を行っている
- ・おやつの種類や内容はバランスを考慮し、適切に提供している
- ・食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と相談し、安全に配慮して提供している
- ・おやつ代收支報告を半期ごとに作成し、保護者及び市へ報告している

✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
	✓	

事業の実施

- ・他の学童保育所指定管理者と協働して児童又は指導員の交流の場若しくは指導員の研修の場を年に一度は設けるよう努めている
- ・仕様書に定めのない自主事業を実施する場合は、事前に市に届け出ている

✓		
✓		

施設の利用

- ・施設利用者からの問い合わせ等に関して随時対応している
- ・宗像市学童保育所条例第10条から第12条までの規定に基づき、児童及び保護者に対して、施設利用の許可、取消し、変更、中止等を実施している

✓		
✓		

施設の利用料金の徴収

- ・施設の利用料金の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めている
- ・宗像市学童保育所条例第16条及び宗像市学童保育所条例施行規則第9条に基づき、利用料金(延長保育の利用に係る料金を除く。)の減額を行っている

✓		
✓		

施設等の維持管理

- ・効果的、効率的な施設等の維持管理等を行っている。また、実施に当たっては、必要な官公署の許可等を受けている
- ・開所、閉所時には、施設・設備の巡回点検及び駐車車両等の巡回確認を行っている。また、開所中も同様に実施している
- ・施設等に異常が認められた場合は、直ちに復旧措置等を行うとともに、市(包括管理事業者)へ報告している
- ・簡易な修繕(1件当たり税込5万円以下)に関しては、市(包括管理事業者)に連絡の上、指定管理者が実施している
- ・施設内及び周辺環境を良好な状態に保つため、適宜、清掃を実施している
- ・廃棄物の処理に関しては、関係法令等を遵守し、適正に実施している
- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行い、保守警備業務を適切に実施している
- ・施設内の消耗品等の管理及び補充を適宜行っている

✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		

施設の管理運営に付随する業務

- ・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している
- ・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し職員に指導を行っている
- ・自然災害時等により、子供が予期不登校を行う場合は、担当管理者は市からの連絡を受け、不登校時にコインセシ指導員の配置などの体制を整えている。また、日ごろから学校との連携を密に行い、指定管理者も学校から連絡を受けるよう、連携をとっている
- ・業務の第三者への委託を行う際には事前に市に届け出ている

	✓	
✓		
✓		
✓		

職員研修

- ・職員の資質を向上するため、自主研修の実施、外部研修会への参加を積極的に促している
- ・指導員の研修受講計画を策定し、管理している
- ・指導員は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めている

✓		
✓		
✓		

保護者への支援、連携

- ・日常的に入所児童の状況や保育に関する情報交換を行うなど、保護者と連携できている

✓		
---	--	--

施設名	宗像市学童保育所(公募施設)
指定管理者	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

改善が必要  
おむねできて  
きている

定性的評価

- ・情報交換については、面会、電話等により直接的に行うよう努め、個々の相談等についても積極的に対応している
- ・おたよりを毎月1回以上発行し、保護者への情報提供に努めている
- ・年に1回以上、保護者参加の行事を実施し、保護者との親睦を深めるよう努めている
- ・市が年1回程度開催する情報交換会に運営管理責任者、主任指導員、保護者代表が参加している

✓		
✓		
✓		
✓		

学校、地域との連携

- ・保育を円滑に実施するために、学校、民生委員児童委員等との連携を積極的に図っている
- ・地域学校協働活動が小学校で開催される場合は、積極的に連携を図っている
- ・学校や地域との連携にあたっては、個人情報の保護や秘密の保持に十分な配慮を行っている
- ・地域内の住民や施設との連携や交流を図っている

✓		
✓		
✓		
✓		

小計

52	3	0
----	---	---

目的外使用スペースの取扱い

- ・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

✓		
1	0	0

小計

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

- ・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している
- ・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

✓		
✓		
2	0	0

小計

市民参画及び利用者意見の反映

- ・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

✓		
1	0	0

小計

要望及び苦情への対応

- ・要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、保護者等に周知している
- ・苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当を設置し、解決に向けた手順の整理等、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知している
- ・要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に誠意を持って対応している
- ・要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有し、事業内容の向上に生かしている

✓		
✓		
✓		
✓		
4	0	0

小計

一般的な注意事項

- ・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている
- ・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

✓		
✓		
2	0	0

小計

合計

77	4	0
----	---	---

施設名	赤間駅自転車等駐車場
設置目的	駐車秩序の確立、都市景観の維持、利便性の向上
指定管理者	公益社団法人宗像市シルバー人材センター

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	0	1	0
・法令等の遵守	0	1	0
・業務管理	1	1	0
・サービスの向上	0	1	0
・利用者ニーズ把握	0	1	0
・PRの充実	0	0	1
・人的管理	0	2	0
・施設管理	1	2	0
・情報管理	0	1	0
・財務管理	0	1	0
・リスク管理	0	3	0
合計	2	14	1

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
収入	利用料	千円	49,553	49,352	-201	99.6%	C
	指定管理料	千円	8,000	8,000	0	100.0%	B
	小計		57,553		(平均率)	99.8%	C
経費	管理費	千円	15,129	16,060	931	94.2%	C
	運営費	千円	6,020	5,055	-965	119.1%	B
	人件費	千円	36,404	33,910	-2,494	107.4%	B
	小計				(平均率)	106.9%	B
平均						104.0%	B

総評(施設所管課:建築課)

施設はきれいに保たれ、人員配置等は適切に行われていた。  
 その他もおおむねできているが、利用者の増加に対するPR等をもう少し実施してほしい。

施設名	赤間駅自転車等駐車場・自動車駐車場
指定管理者	宗像市シルバー人材センター

改善が必要  
できていない  
おおむね  
できている

定性的評価

運営方針

- ・利用者へのきめ細やかな対応及び、快適に利用できるようなサービスの向上を図っている

	✓		
小計	0	1	0

法令等の遵守

- ・法令及び関係例規を遵守している

	✓		
小計	0	1	0

業務管理

基本的事項

- ・清掃等を徹底している
- ・申請や許可手続きを適正に行っている

✓			
	✓		
小計	1	1	0

サービスの向上

- ・当該施設利用者に対するサービスの向上を図っている

	✓		
小計	0	1	0

利用者ニーズ把握

- ・アンケート等により、利用者からの意見等を集約している

	✓		
小計	0	1	0

PRの充実

- ・利用者促進を図るためのPR活動を実施している

			✓
小計	0	0	1

人的管理

- ・責任体制を明確化している
- ・施設を管理する上での研修等を実施している

	✓		
	✓		
小計	0	2	0

施設管理

- ・施設点検を実施している
- ・破損等の連絡があった際、速やかに対応している
- ・快適空間の提供に努めている

	✓		
✓			
	✓		
小計	1	2	0

情報管理

- ・利用者個人情報等の管理を徹底している

	✓		
小計	0	1	0

財務管理

- ・経費削減を徹底している

	✓		
小計	0	1	0

リスク管理

- ・危険箇所の把握と改善に努めている

	✓		
--	---	--	--

施設名	赤間駅自転車等駐車場・自動車駐車場
指定管理者	宗像市シルバー人材センター

おおむねできて  
 いる  
 改善が  
 必要  
 である

定性的評価

- ・事故、防犯、防災体制を確立している
- ・消防法に基づく適正な管理運営を実施している

	✓	
	✓	
小計	0	3

合計	2	14	1
----	---	----	---

施設名	東郷駅自転車等駐車場
設置目的	駐車秩序の確立、都市景観の維持、利便性の向上
指定管理者	公益社団法人宗像市シルバー人材センター

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	0	1	0
・法令等の遵守	0	1	0
・業務管理	1	1	0
・サービスの向上	0	1	0
・利用者ニーズ把握	0	1	0
・PRの充実	0	1	0
・人的管理	0	2	0
・施設管理	1	2	0
・情報管理	0	1	0
・財務管理	0	0	1
・リスク管理	0	3	0
合計	2	14	1

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
収入	利用料	千円	11,275	10,936	-339	97.0%	C
	指定管理料	千円	17,000	17,000	0	100.0%	B
	小計		28,275		(平均率)	98.5%	C
経費	管理費	千円	6,889	7,079	190	97.3%	C
	運営費	千円	1,353	1,940	587	69.7%	C
	人件費	千円	20,033	21,083	1,050	95.0%	C
	小計				(平均率)	87.4%	C
平均						91.8%	C

総評(施設所管課:建築課)

施設はきれいに保たれ、人員配置等は適切に行われていた。  
 その他もおおむねできているが、管理費について目標と実績の差が未だ見られるため、適正な管理をしてほしい。

施設名	赤間駅自転車等駐車場・自動車駐車場
指定管理者	宗像市シルバー人材センター

改善が必要  
できていない  
おおむね  
できている

定性的評価

運営方針

- ・利用者へのきめ細やかな対応及び、快適に利用できるようなサービスの向上を図っている

	✓		
小計	0	1	0

法令等の遵守

- ・法令及び関係例規を遵守している

	✓		
小計	0	1	0

業務管理

基本的事項

- ・清掃等を徹底している
- ・申請や許可手続きを適正に行っている

✓			
	✓		
小計	1	1	0

サービスの向上

- ・当該施設利用者に対するサービスの向上を図っている

	✓		
小計	0	1	0

利用者ニーズ把握

- ・アンケート等により、利用者からの意見等を集約している

	✓		
小計	0	1	0

PRの充実

- ・利用者促進を図るためのPR活動を実施している

	✓		
小計	0	1	0

人的管理

- ・責任体制を明確化している
- ・施設を管理する上での研修等を実施している

	✓		
	✓		
小計	0	2	0

施設管理

- ・施設点検を実施している
- ・破損等の連絡があった際、速やかに対応している
- ・快適空間の提供に努めている

	✓		
✓			
	✓		
小計	1	2	0

情報管理

- ・利用者個人情報等の管理を徹底している

	✓		
小計	0	1	0

財務管理

- ・経費削減を徹底している

		✓	
小計	0	0	1

リスク管理

- ・危険箇所の把握と改善に努めている

	✓		
--	---	--	--

施設名	赤間駅自転車等駐車場・自動車駐車場
指定管理者	宗像市シルバー人材センター

おおむねできて  
 いる  
 改善が  
 必要

定性的評価

- ・事故、防犯、防災体制を確立している
- ・消防法に基づく適正な管理運営を実施している

	✓	
	✓	
小計	0	3

合計	2	14	1
----	---	----	---

施設名	東部観光拠点施設 街道の駅 赤馬館
設置目的	市内観光による回遊性の向上及び観光消費額の増加
指定管理者	赤間地区コミュニティ運営協議会

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	7	6	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	11	8	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	0	1	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	0	1	0
・一般的な注意事項について	2	0	0
合計	24	16	0

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
利用	来館者数	人	63000	59823	-3,177	95.0%	C
	登録団体	者	50	50	0	100.0%	B
	利用率	%	100	100	0	100.0%	B
	小計				(平均率)	98.3%	C
収入	指定管理料	千円	14500	14500	0	100.0%	B
	販売委託料	千円	4032	4368	336	108.3%	B
	施設利用料	千円	72	72	0	100.0%	B
	その他	千円	390	257	-133	65.9%	C
	小計				(平均率)	93.6%	C
経費	管理費	千円	4906	4774	-132	102.8%	B
	運営費	千円	5549	6737	1,188	82.4%	C
	人件費	千円	9634	9607	-27	100.3%	B
	その他	千円	20	33	13	60.6%	C
	小計				(平均率)	86.5%	C
収支	損益処分	千円	-811	-1059	-248	76.6%	C
	小計	千円			(平均率)	76.6%	C
平均						91.0%	C

総評(施設所管課:産業政策課)

令和7年度における本施設の運営については、地域の歴史や文化といった資源を活かした各種企画の実施や、SNSやテレビ媒体を活用した情報発信の強化により、施設の認知度向上と来館者の増加に一定の成果が見られた。また、来館者の再訪意欲の向上につながる取組を進めている点や地域団体や事業者との連携によるイベント開催や企画運営を通じて、交流人口の拡大等による地域活性化への寄与が評価できる。

一方で、当施設は赤間宿通りにおける中核的な拠点施設としての役割を担うとともに、市内全体への回遊性向上を図る起点としての機能発揮が求められているため、来館者を周辺エリアや市内観光資源へ効果的に誘導する仕組みの構築や、回遊を促進するための情報発信・導線設計、関係施設との連携強化等については、改善の余地がある。また、安定的な収益確保に向けても、拠点施設としての機能を踏まえた戦略的な運営の強化が必要である。

施設名 街道の駅赤馬館  
 指定管理者 赤間地区コミュニティ運営協議会

改善が必要  
 おおむねできて  
 いる

定性的評価

運営方針

- ・施設の設置目的に則した管理運営を行うため最大限努力している
- ・施設ごとの運営方針を理解し、その方針に沿った運営を行っている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営をしていない
- ・利用者が快適に施設を利用することができるよう適正に管理運営を行っている
- ・関係法令及び条例などの規定を遵守している
- ・利用料金をはじめとする現金出納及び会計処理を適切かつ厳格に処理し、すべての取引を正確に記帳整理している
- ・業務に関連して取得した個人情報の保護を徹底している
- ・施設設備及び備品の保守、修繕を適切に行っている
- ・利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者サービスの向上に努めている
- ・近隣の住民、関係機関、団体等との良好な関係を維持している
- ・市と密接に連絡をとりながら、管理運営を行っている
- ・効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・市民ニーズを把握して利用者の満足度を高めるよう努めている

✓			
	✓		
✓			
✓			
✓			
	✓		
✓			
✓			
	✓		
	✓		
	✓		
✓			
小計	7	6	0

法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、本仕様書に定めるもののほか、仕様書に定める法令等を遵守し、適正な管理に努めている

✓			
小計	1	0	0

開館日、開館時間等

- ・仕様書に記載している、開館日、開館時間等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けた上で、開館日、開館時間等を変更している

✓			
小計	1	0	0

指定管理者の業務内容及び管理基準

基本的事項

- ・管理運営等に係る人員数及び条件を満たしている
- ・管理運営に必要な物品、材料等に関しては、できる限り地域事業所等からの購入に努めている
- ・職員は、可能な限り地域住民の雇用に努めている
- ・自主事業の実施について、事前に市と協議の上、承諾を得ている

	✓	
✓		
✓		
	✓	

施設の利用に関すること

- ・開館、閉館時には、施設の巡回点検及び駐車車両等の巡回確認を行っている
- ・施設に異常が認められた場合は、直ちに復旧措置等を行うとともに、市へ報告している
- ・利用者からの問合せ等に関して随時対応している
- ・条例第10条の規定に基づき、利用者に対して、施設利用の許可、取消し、変更、中止等を実施している

✓		
	✓	
	✓	
✓		

施設の利用料金の徴収に関すること

- ・施設の利用料金の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めている
- ・条例及び規則の規定に基づき、公益上その他特に必要があると認められる場合は利用料金の減免を行っている

✓		
✓		

施設等の維持管理に関すること

- ・建物、電気設備、機械設備及び衛生設備の運転、点検を行っている

✓		
---	--	--

施設名 街道の駅赤馬館  
 指定管理者 赤間地区コミュニティ運営協議会

改善が必要  
 おおむねできて  
 いる

定性的評価

- ・施設及び敷地内の清掃を行っている
- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行っている
- ・施設内の備品、消耗品等の管理及び補充を行っている
- ・仕様書の定めのとおり施設等の修繕を実施している

✓		
✓		
✓		
✓		

イベントの実施に関すること

- ・施設において、東部地区及び市内における観光客の回収性を向上させるための情報発信を行っている
- ・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している

	✓	
	✓	

その他

- ・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し職員に指導を行っている
- ・業務の第三者への委託行方際には事前に市に届け出ている

	✓	
	✓	

小計

11	8	0
----	---	---

目的外使用スペースの取扱い

- ・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

	✓	
--	---	--

小計

0	1	0
---	---	---

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

- ・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している
- ・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

✓		
✓		

小計

2	0	0
---	---	---

市民参画及び利用者意見の反映

- ・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

	✓	
--	---	--

小計

0	1	0
---	---	---

一般的な注意事項

- ・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている
- ・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

✓		
✓		

小計

2	0	0
---	---	---

合計

24	16	0
----	----	---

施設名	宗像市観光物産館
設置目的	地域産業の活性化
指定管理者	株式会社道の駅むなかた

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	11	1	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	18	1	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	1	0	0
・一般的な注意事項について	2	0	0
合計	37	2	0

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
利用	来館者数	人	657,780	701,335	43,555	106.6%	B
	加入者数	人	600	635	35	105.8%	B
	売上	千円	1,870,000	1,998,649	128,649	106.9%	B
	小計		0	0	(平均率)	106.4%	B
収入	販売手数料	千円	246,840	261,632	14,792	106.0%	B
	商品売上等	千円	206,000	217,908	11,908	105.8%	B
	その他	千円	52,870	61,834	8,964	117.0%	B
	小計		505,710	541,374	(平均率)	109.6%	B
経費	変動費	千円	61,390	52,977	-8,413	115.9%	B
	人件費	千円	157,650	172,418	14,768	91.4%	C
	その他	千円	291,060	322,216	31,156	90.3%	C
	小計		510,100	547,611	(平均率)	99.2%	C
収支	経常利益	千円	-4,390	-6,237	-1,847	70.4%	C
	小計	千円	0	0	(平均率)	70.4%	C
平均						101.6%	B

総評(施設所管課:産業政策課)

指定管理者による管理運営は概ね適正に実施されており、施設の維持管理や利用者対応、地域との連携などについて良好な運営が行われている。  
また、来館者数や売上高が目標を上回るなど、高い集客力を維持しており、地域産品の販路拡大や地域経済の活性化に大きく貢献していることが評価できる。引き続き効率的な施設運営に取り組みながら、地域の魅力発信拠点として更なる発展を期待する。

施設名	宗像市観光物産館
指定管理者	株式会社道の駅むなかた

改善が必要  
おおむねできて  
いる

定性的評価

運営方針

- ・施設の設置目的に則した管理運営を行うため最大限努力している
- ・施設ごとの運営方針を理解し、その方針に沿った運営を行っている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営をしていない
- ・利用者が快適に施設を利用することができるよう適正に管理運営を行っている
- ・関係法令及び条例などの規定を遵守している
- ・業務に関連して取得した個人情報の保護を徹底している
- ・施設設備及び備品の保守、修繕を適切に行っている
- ・利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者サービスの向上に努めている
- ・近隣の住民、関係機関、団体等との良好な関係を維持している
- ・市と密接に連絡をとりながら、管理運営を行っている
- ・効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・市民ニーズを把握して利用者の満足度を高めるよう努めている

✓			
✓			
✓			
✓			
✓			
✓			
	✓		
✓			
✓			
✓			
✓			
✓			
小計	11	1	0

法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、本仕様書に定めるもののほか、仕様書に定める法令等を遵守し、適正な管理に努めている

✓			
小計	1	0	0

開館日、開館時間等

- ・仕様書に記載している、開館日、開館時間等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けた上で、開館日、開館時間等を変更している

✓			
小計	1	0	0

指定管理者の業務内容及び管理基準

基本的事項

- ・管理運営等に係る人員数及び条件を満たしている
- ・管理運営に必要な物品、材料等に関しては、できる限り地域事業所等からの購入に努めている
- ・職員は、可能な限り地域住民の雇用に努めている
- ・自主事業の実施について、事前に市と協議の上、承諾を得ている

✓		
✓		
	✓	
✓		

施設の利用に関すること

- ・開館、閉館時には、施設の巡回点検及び駐車車両等の巡回確認を行っている
- ・施設に異常が認められた場合は、直ちに復旧措置等を行うとともに、市へ報告している
- ・利用者からの問合せ等に関して随時対応している
- ・条例第10条及び11条の規定に基づき、利用者に対して、施設利用の許可、取消し、変更、中止等を実施している

✓		
✓		
✓		
✓		

施設の利用料金の徴収に関すること

- ・施設の利用料金の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めている
- ・条例及び規則の規定に基づき、公益上その他特に必要があると認められる場合は利用料金の減免を行っている

✓		
✓		

施設等の維持管理に関すること

- ・建物、電気設備、機械設備及び衛生設備の運転、点検を行っている
- ・施設及び敷地内の清掃を行っている

✓		
✓		

施設名	宗像市観光物産館
指定管理者	株式会社道の駅むなかた

お  
お  
む  
ね  
で  
き  
て  
い  
る

改  
善  
が  
必  
要

定性的評価

・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行っている	✓		
・施設内の備品、消耗品等の管理及び補充を行っている	✓		
・仕様書の定めのとおり施設等の修繕を実施している	✓		
イベントの実施に関すること			
・施設において年4回、イベントを実施している	✓		
・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している	✓		
その他			
・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し職員に指導を行っている	✓		
・業務の第三者への委託を行う際には事前に市に届け出ている	✓		
小計	18	1	0

目的外使用スペースの取扱い

・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている	✓		
小計	1	0	0

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している	✓		
・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている	✓		
小計	2	0	0

市民参画及び利用者意見の反映

・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している	✓		
小計	1	0	0

一般的な注意事項

・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている	✓		
・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している	✓		
小計	2	0	0

合計	37	2	0
----	----	---	---

施設名	福岡県大島港大島海洋体験施設
設置目的	海洋体験及び学びの場、交流の場を提供することにより、住民福祉の向上を図る。
指定管理者	株式会社むなかた大島

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない	改善が必要
・運営方針	1	11	2
・法令等の遵守	0	1	0
・開館日、開館時間等について	0	1	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	11	19	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	0	1	0
・一般的な注意事項について	0	2	0
合計	15	35	2

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
利用	防波堤入場者数	人	2,652	1,764	-888	66.5%	C
	釣堀利用者数	人	5,655	4,480	-1,175	79.2%	C
	体験・イベント参加者数	人	663	961	298	144.9%	A
	小計		8,970	7,205	(平均率)	96.9%	C
収入	指定管理料	千円	10,600	10,600	0	100.0%	B
	海洋体験料等	千円	43,400	32,865	-10,535	75.7%	C
	売店収入	千円	32,000	33,086	1,086	103.4%	B
	その他	千円	3,640	3,937	297	108.2%	B
	小計		89,640	80,488	(平均率)	96.8%	C
経費	売上原価	千円	34,180	31,230	-2,950	109.4%	B
	人件費	千円	32,900	29,123	-3,777	113.0%	B
	その他	千円	21,293	21,346	53	99.8%	C
	小計		88,373	81,699	(平均率)	107.4%	B
収支	損益処分	千円	1,267	-1,211	-2,478	-95.6%	E
	小計	千円	0	-1,211	(平均率)	-95.6%	E
平均						82.2%	C

総評(施設所管課:元気な島づくり課)

令和7年度における本施設の運営については、各種企画の実施や、SNSやテレビ媒体を活用した情報発信の強化により、施設の認知度向上と利用者の増加に一定の成果が見られた。また、島内外の事業者との連携によるイベント開催や企画運営を通じて、交流人口の拡大等による地域活性化への寄与が評価できる。一方で、海洋体験等にかかる収入は、不漁により年末恒例の青物まつりを実施できなかったという原因はあるものの、目標を大きく下回っていることから、利用者増加策の検討、運営体制の強化が必要である。

施設名	福岡県大島港大島海洋体験施設
指定管理者	株式会社むなかた大島

改善が必要  
おむねできて  
きている

定性的評価

運営方針

- ・施設の設置目的に則した管理運営を行うため最大限努力している
- ・施設ごとの運営方針を理解し、その方針に沿った運営を行っている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営をしていない
- ・利用者が快適に施設を利用することができるよう適正に管理運営を行っている
- ・関係法令及び条例などの規定を遵守している
- ・利用料金をはじめとする現金出納及び会計処理を適切かつ厳格に処理し、すべての取引を正確に記帳整理している
- ・指定管理業務以外の業務(自主事業)を実施する場合は、指定管理業務と指定管理業務以外の業務の会計を明確に区分し、すべての取引を適切な区分に整理して記帳している
- ・業務に関連して取得した個人情報の保護を徹底している
- ・施設設備及び備品の保守、修繕を適切に行っている
- ・利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者サービスの向上に努めている
- ・近隣の住民、関係機関、団体等との良好な関係を維持している
- ・市と密接に連絡をとりながら、管理運営を行っている
- ・効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・市民ニーズを把握して利用者の満足度を高めるよう努めている

<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
小計	1	11	2

法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、本仕様書に定めるもののほか、仕様書に定める法令等を遵守し、適正な管理に努めている

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
小計	0	1	0

開館日、開館時間等

- ・仕様書に記載している、開館日、開館時間等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けた上で、開館日、開館時間等を変更している

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
小計	0	1	0

指定管理者の業務内容及び管理基準

基本的事項

- ・管理運営等に係る人員数及び条件を満たしている
- ・管理運営に必要な物品、材料等に関しては、できる限り地域事業所等からの購入に努めている
- ・職員は、可能な限り地域住民の雇用に努めている
- ・自主事業の実施について、事前に市と協議の上、承諾を得ている
- ・市との連絡会議の開催について月1回以上、連絡会議を開催している

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

施設の利用に関すること

- ・開館、閉館時には、施設の巡回点検及び駐車車両等の巡回確認を行っている
- ・施設に異常が認められた場合は、直ちに復旧措置等を行うとともに、市へ報告している
- ・利用者からの問合せ等に関して随時対応している
- ・条例及び規則の規定に基づき、利用者に対して、施設利用の許可、取消し、変更、中止等を実施している

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

施設の利用料金の徴収に関すること

- ・施設の利用料金は条例に定められた金額の範囲内で、市長の承認を受けて指定管理者が定めている
- ・施設の利用料金の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めている
- ・条例及び規則の規定に基づき、公益上その他特に必要があると認められる場合は利用料金の減免を行っている

<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

施設等の維持管理に関すること

- ・建物、電気設備、機械設備及び衛生設備の運転、点検を行っている
- ・施設及び敷地内の清掃を行っている
- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行っている
- ・施設内の備品、消耗品等の管理及び補充を行っている

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

施設名	福岡県大島港大島海洋体験施設
指定管理者	株式会社むなかた大島

改善が必要  
おむねできて  
いる

定性的評価

・仕様書の定めのとおり施設等の修繕を実施している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・施設までの利用者手荷物搬送サービスを実施している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
施設の運営に関すること			
・施設の設置目的を達成するため、維持管理するとともに、施設の特長を十分に踏まえた施設の運営を行い、島の産業及び観光の振興を図っている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
情報の発信の強化に関すること			
・施設の周知やいっそうの利用促進のため、効果的な情報発信を行っている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特産品の展示販売に関すること			
・島の産業振興の一環として、販売ブースにおいて島の特産品の展示販売を行っている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
イベントの実施に関すること			
・施設において年2回、施設を活用したイベントや教室その他体験事業を実施している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
島の産業振興に関すること			
・島の産業及び観光の観点としてのいっそうの機能向上のため、島の産業振興に関する事業を実施している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
利用促進活動に関すること			
・施設利用者数やうみんぐクラブ会員数の年間目標値を達成するため、施設の認知度向上と利用者の増加を目的とした利用促進活動を実施している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
市指定管理者等との連携に関すること			
・市内の同様施設の指定管理者等と、各施設及び市政策の活性化を目的とし、連携を図っている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
市事業への協力に関すること			
・国際交流事業、健康福祉事業その他市の政策に基づく事業のうち、施設において展開、施設の指定管理者と連携することが適当であり、市の要請によるものに対し、連携、協力を図っている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
安全の確保に関すること			
・施設での事故予防・対応など、来場者の安全を確保するため、必要に応じ、訓練を行うなどの対策を講じている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・指定管理者は、毎月20日までに前月分の管理業務の実績について、業務報告書を提出している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・指定管理者は、毎年度終了後60日以内に各事項を記載した事業報告書を提出している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他			
・業務の第三者への委託を行う際には事前に市に届け出ている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
小計	11	19	0
目的外使用スペースの取扱い			
・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
小計	1	0	0
個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い			
・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
小計	2	0	0
市民参画及び利用者意見の反映			
・利用者の満足度や要望等の把握に努めるため随時アンケート調査を実施し、利用者意見反映に努めるとともに、市へ報告している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
小計	0	1	0
一般的な注意事項			
・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
小計	0	2	0
合計	15	35	2

施設名	正助ふるさと村
設置目的	農業体験並びに交流及び学びの場を提供することにより市民の福祉の向上を図る
指定管理者	株式会社正助ふるさと村

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	11	3	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	19	0	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	1	0	0
・一般的な注意事項について	2	0	0
合計	38	3	0

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
利用	市民農園利用 区画数	区画	100	94	-6	94.0%	C
	体験事業参加 者数	人	6,000	5,040	-960	84.0%	C
	小計		6,100	5,134	(平均率)	89.0%	C
収入	管理部門	千円	12,100	12,100	0	100.0%	B
	農園部門	千円	22,500	21,660	-840	96.3%	C
	小計		34,600	33,760	(平均率)	98.1%	C
経費	管理部門	千円	12,100	12,223	123	99.0%	C
	農園部門	千円	22,500	20,337	-2,163	110.6%	B
	小計		34,600	32,560	(平均率)	104.8%	B
収支	損益処分	千円	0	1,200	1,200		A
	小計	千円			(平均率)		A
平均						97.3%	C

総評(施設所管課:農林水産課)

令和7年度は、市民農園及び体験事業に加え、農福連携に関するモデル事業を実施した。また、大豆の栽培から加工までの一貫した体験機会を吉武小学校児童に提供するなど食育事業でも成果を上げた。一方で、一般向けの芋ほり等の体験事業では、天候不良による育成不足等の要因により、参加者数が当初の目標に届かなかったことから、天候に影響を受けにくいメニュー等の構成を考え、より魅力的な体験プログラムへ改善を図る必要がある。

施設名	正助ふるさと村
指定管理者	株式会社 正助ふるさと村

改善が必要  
おおむねできて  
いる

定性的評価

運営方針

- ・施設の設置目的に則した管理運営を行うため最大限努力している
- ・施設ごとの運営方針を理解し、その方針に沿った運営を行っている
- ・公の施設であることを念頭において、施設の利用に関して利用者と公平に接し、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営をしていない
- ・利用者が快適に施設を利用することができるよう適正に管理運営を行っている
- ・関係法令及び条例などの規定を遵守している
- ・利用料金をはじめとする現金出納及び会計処理を適切かつ厳格に処理し、すべての取引を正確に記帳整理すること。
- ・指定管理業務以外の業務(自主事業)を実施する場合は、指定管理業務と指定管理業務以外の業務の会計を明確に区分し、すべての取引を適切な区分に整理して記帳すること。
- ・業務に関連して取得した個人情報の保護を徹底している
- ・施設設備及び備品の保守、修繕を適切に行っている
- ・利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者サービスの向上に努めている
- ・近隣の住民、関係機関、団体等との良好な関係を維持している
- ・市と密接に連絡をとりながら、管理運営を行っている
- ・効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めている
- ・市民ニーズを把握して利用者の満足度を高めるよう努めている

小計

✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
	✓	
✓		
✓		
	✓	
	✓	
11	3	0

法令等の遵守

- ・施設の管理運営に関しては、本仕様書に定めるもののほか、仕様書に定める法令等を遵守し、適正な管理に努めている

小計

✓		
1	0	0

開村日、開村時間等

- ・仕様書に記載している、開村日、開村時間等を遵守し、施設の管理運営上必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けた上で、開村日、開村時間等を変更している

小計

✓		
1	0	0

指定管理者の業務内容及び管理基準

基本的事項

- ・管理運営等に係る人員数及び条件を満たしている
- ・管理運営に必要な物品、材料等に関しては、できる限り地域事業所等からの購入に努めている
- ・職員は、可能な限り地域住民の雇用に努めている
- ・自主事業の実施について、事前に市と協議の上、承諾を得ている

✓		
✓		
✓		
✓		

施設の利用に関すること

- ・開村、閉村時には、施設・設備の巡回点検及び駐車車両等の巡回確認を行っている
- ・施設に異常が認められた場合は、直ちに復旧措置等を行うとともに、市へ報告している
- ・利用者からの問合せ等に関して随時対応している
- ・条例第10条及び第11条の規定に基づき、利用者に対して、施設利用の許可、取消し、変更、中止等を実施している

✓		
✓		
✓		
✓		

施設の利用料金の徴収に関すること

- ・施設の利用料金の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めている
- ・条例第15条の規定に基づき、公益上その他特に必要があると認められる場合は利用料金の減免を行っている

✓		
✓		

施設等の維持管理に関すること

施設名	正助ふるさと村
指定管理者	株式会社 正助ふるさと村

改善が必要  
おおむねできて  
いる

定性的評価

- ・建物、電気設備、機械設備及び衛生設備の運転、点検を行っている
- ・施設及び敷地内の清掃を行っている
- ・敷地内の樹木等について適切に植栽管理を行っている
- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行っている
- ・施設内の備品、消耗品等の管理及び補充を行っている
- ・仕様書の定めのとおり施設等の修繕を実施している

✓		
✓		
✓		
✓		
✓		
✓		

施設の管理運営に付随する業務

- ・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している

✓		
---	--	--

その他

- ・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し職員に指導を行っている
- ・業務の第三者への委託を行う際には事前に市に届け出ている

✓		
✓		
小計	19	0

目的外使用スペースの取扱い

- ・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

✓		
小計	1	0

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

- ・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している
- ・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

✓		
✓		
小計	2	0

市民参画及び利用者意見の反映

- ・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

✓		
小計	1	0

一般的な注意事項

- ・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている
- ・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

✓		
✓		
小計	2	0

合計	38	3	0
----	----	---	---

施設名	宗像市農産物直販施設
設置目的	生産、流通、加工、都市農村交流の推進を図り、農業者の所得向上及び農業活性化に資すること
指定管理者	とれとれプラザかのこの里利用組合

定性的評価(チェックシートの集計表)

内容	できている	できていない おおむね	改善が必要
・運営方針	13	1	0
・法令等の遵守	1	0	0
・開館日、開館時間等について	1	0	0
・指定管理者の業務内容及び管理基準について	21	1	0
・目的外使用スペースの取扱いについて	1	0	0
・個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱いについて	2	0	0
・市民参画及び利用者意見の反映	1	0	0
・一般的な注意事項について	2	0	0
合計	42	2	0

定量的評価

区分	単位	目標 (要求水準)	実績	差引	達成率	評価	
						A~E	
利用	来客数	人	175,938	156,451	-19,487	88.9%	C
	組合員数	人	282	279	-3	98.9%	C
	売上高	千円	311,641	286,925	-24,716	92.1%	C
	小計				(平均率)	93.3%	C
収入	手数料収入	千円	31,688	29,400	-2,288	92.8%	C
	入会費・年会費	千円	401	389	-12	97.0%	C
	その他収入 (商品売上高等)	千円	14,717	15,346	629	104.3%	B
	小計		46,806	45,135	(平均率)	98.0%	C
経費	人件費	千円	17,443	19,349	1,906	90.1%	C
	経費	千円	34,520	33,083	-1,437	104.3%	B
	小計	千円	51,963	52,432	(平均率)	97.2%	C
収支	損益処分	千円	-5,157	-7,297	-2,140	58.5%	D
	小計	千円	-5,157	-7,297	(平均率)	58.5%	D
平均					91.9%	C	

総評(施設所管課:農林水産課)

市民が安心して旬の食材を購入できること、学校給食で子どもたちが地元農産物を食することができることは、市の地産地消に大きく貢献している。また、新規就農者等の販路の一つとしても受け入れており、農業振興にも寄与しているといえる。一方で、来客数の減少や人件費等の経費の増加により、収支の悪化が続いている。そのため、安定的で持続可能な経営には、手数料率の見直しや、来客数の増加に繋げるための方策が必要であるといえる。



施設名	宗像市農産物直販施設
指定管理者	とれとれプラザかのこの里利用組合

改善が必要  
おおむねできて  
いる

定性的評価

- ・施設内での事故防止、防犯、防災対策を行っている
- ・施設内の備品、消耗品等の管理及び補充を行っている
- ・仕様書の定めのとおり施設等の修繕を実施している

✓		
✓		
✓		

その他

- ・業務報告書、事業報告書を期限内に提出している
- ・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び利用者の安全対策について講じるとともに、職員に指導を行っている
- ・業務の第三者への委託行う際には事前に市に届け出ている
- ・職員研修を行っている。

✓		
✓		
✓		
✓		

小計	21	1	0
----	----	---	---

目的外使用スペースの取扱い

- ・利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備(レストラン、売店、自動販売機、ATM等)を施設内に設置する場合は、別途許可を得ている

✓			
小計	1	0	0

個人情報の保護、守秘義務及び情報公開の取扱い

- ・個人情報の保護に関する法律及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえて適正に管理している
- ・情報公開の請求を受けた場合は、宗像市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めている

✓			
✓			
小計	2	0	0

市民参画及び利用者意見の反映

- ・年1回以上、利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに市へ報告している

✓			
小計	1	0	0

一般的な注意事項

- ・拾得物、遺失物については、紛失しないよう施設の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をしている
- ・指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入している

✓			
✓			
小計	2	0	0

合計	42	2	0
----	----	---	---